

平成 28 年第 3 回玉城町議会定例会会議録 (第 2 号)

招集年月日 平成 28 年 9 月 7 日 (水)  
 招集の場所 玉城町議会本会議場  
 開 議 平成 28 年 9 月 8 日 (木) (午前 9 時 00 分)  
 出席議員 1 番 中村 長男 2 番 山口 和宏 3 番 竹内 正毅  
 4 番 中西 友子 5 番 前川さおり 6 番 小林 豊  
 7 番 井上 容子 8 番 北川 雅紀 9 番 北 守  
 10 番 坪井 信義 11 番 中瀬 信之 12 番 風口 尚  
 13 番 奥川 直人

欠席議員 午後 1 時より、4 番 中西 友子

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一 教 育 長 山口 典郎  
 会 計 管 理 者 前田 浩三 総 合 戦 略 課 長 林 裕 紀 総 務 課 長 田間 宏紀  
 税 務 住 民 課 長 北岡 明 生 活 福 祉 課 長 中村 元紀 産 業 振 興 課 長 中世古憲司  
 建 設 課 長 東 博明 教 育 事 務 局 長 中西 元 上 下 水 道 課 長 中西 豊  
 病 院 老 健 事 務 局 長 田村 優 老 健 施 設 所 長 藤川 健 総 務 課 長 補 佐 里中 和樹  
 教 育 委 員 長 小林 扶由 監 査 委 員 中村 功

職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長 田畑 良和 同 書 記 宮本 尚美 同 書 記 田中 孝佳吉

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 町政一般に関する質問

質問者	質問内容
中村 長男 P2-P10	(1) 玉城町の非正規公務員の現状と処遇について (2) 的山、鴨神社訪問客の安全告知について
奥川 直人 P10-P20	(1) 町道岡出昼田線の拡幅について (2) 平成 27 年度税・使用料の徴収について
前川さおり P21-P25	(1) 玉城町の「ゆるキャラ」PR活動について
竹内 正毅 P25-P33	(1) 交通事故防止対策について (2) トイレの設置対策および空き地・空き家の解消対策の進捗状況について

北 守 P33-P43	(1) 空き家を利用した借家等への利活用について
井上 容子 P43-P54	(1) 玉城町の水道について (2) 多世代同居の推進について (3) 五年後の三重国体について
北川 雅紀 P54-P69	(1) 新教育委員会制度 (2) 不登校 (3) いじめ (4) 学級崩壊 (5) 体罰 (6) 暴力行為

◎開会の宣告 (9時00分開議)

○議長(中瀬 信之) ただ今の出席議員数は13名で定足数に達しております。

よって、平成28年第3回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

1番 中村 長男君      2番 山口 和宏君

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

まず、最初に、1番 中村 長男君の質問を許します。

1番 中村 長男君。

[1番 中村 長男議員が登壇]

《1番 中村 長男 議員》

○1番(中村 長男) 1番 中村。

議長の発言許可をいただきましたので、一般質問の口火を切らしていただきます。

本日の質問につきましては、2件でございます。1件目は、玉城町の非正規公務員の現状と処遇について、お尋ねをいたします。2件目につきまして、的山、鴨神社への一般訪問者への安全告知についてということで、事故予防の対策につきまして、確認をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、玉城町の非正規公務員の現状、人員配置と労働条件と申しますか、処遇の在り方について、聞いていきたいと思っております。まずまとめたフリップを用意させていただきましたのですが、これは総務課に要請させていただきまして、現状の人員配

置、そしてまた何年か前の人員配置、その中で正規の職員の方、非正規の職員の方というのを図表とグラフとして、まとめさせていただきましたものでございます。ちょっと見にくいかと思うんですが、概数として目で見てわかる範囲で、こちらのほうのグラフのほうで見ていただければと思っております。こういう形で用意いたしましたので、ひとつ確認をお願いいたします。片方のほうに図表、片方のほうにグラフということでございます。

基本的に10年間ほどの差をおきましたグラフということでございまして、下側半分のほうに、2006年の9月、平成18年当時の組織と、それから人員の配置を表しております。上のほうにつきましては、現在でございますけれども、2016年、平成28年の9月ということで、同じように各組織別、部門別の正規職員の方、それからまた非正規職員の方を表しております。

こちらのほうで横棒グラフで表現しておりますけれども、青い部分が正規の職員、それから、赤く表示した部分が非正規の方という形の中で、配分を目を通していただければと思います。図表のほうから全体の人員、それから正規、非正規の関係の数字だけ申し上げます。全体の数字を申し上げます。

2006年、要するに平成18年の10年前の段階では、この時は総合戦略課はまだなかったものですから、総務を担当されている部分ということで、8部門のほうから正規の方が60名、それから非正規の方が26名、合計86名ということで、お教えいただきました。

上のほうでございますが、2016年の数字でございます。平成28年、現在におきましては、9部門の中で特に正規の方につきましては76名、それから非正規の方につきましては25名、合計101名ということでございまして、大雑把な数字でございますけれども、10年前は非正規の方が、この中では30パーセントを占めておると。現在は25パーセントの数字になっておるといようなことでございますので、ひとつ、まずこれを認識していただきたいと思っております。

正規職員とか、非正規の職員、こういった関係につきましては、この言葉を使って誤解を招いてはいけないものですから、この条件的なものにつきましては、そもそも地方公務員として、地方自治体の行政各方面では、それぞれの能力なり意向なりを存分に発揮していただいておりますし、遜色ない活動をされておると感心しておりますし、また公僕として品位に軽重があるわけではないということでございます。

ただ単に正規、非正規という分け方につきましては、採用、任用とも呼ばれておりますけれども、その時の取扱いの違いが、こういう形で現れておるといことだけ、まず申し上げます。

地方公務員に関する法令上でございますが、特に明確な定義というのは決まってないようでございますけれども、いわゆる常勤の職員、それから非常勤の職員という勤務形態の違い、こちらのほうに重きをおいて言われているというふうに理解しております。実際に通常ですね、いつも雇いとめというのじゃなしに、任期の定めがなく、勤務時間もそれぞれ条例の中で、何時から何時までというような、普通どおり勤務されており、仕事の内容につきましても、本来の誰が見ても当たり前と思うような恒常的な業務を担ってみえる職員の方は常勤職員、それ以外の方を非常勤職員だとされ、時間が短いとか、仕事になんか特質があるとか、そういうことがあるのではななろうかと思っております。それに伴うような形の中での処遇が決められておるのだらうという感じでございます。

また、しかし非常勤職員を呼び表わす表現につきましても、この長い歴史の中でも変遷

があるようでございまして、私も認識の中で混乱はしておりますけれども、例えば地方自治法 172 条 3 の条文でございまして、職員の定数は条例でこれを定めると。ただし臨時、非常勤の職についてはこの限りでないという規定がございまして、これによりましたら定数内の職員は常勤職員であり、それ以外の定数外の職員は臨時や非常勤職員という扱いになるということの意味していると判断されるのでございまして、その辺の取扱いにつきましては、町としてどうなっておるのかということで、お聞きしたいというのが本意でございまして。

この、フリップの中で出ておる資料につきましては、以前お願いしたわけですが、非常にこの判別というのは難しいような感じもいたします。任用の根拠となります法令、あるいは条項の適用いかんによっては、呼称の異なる臨時、非常勤職員の制度が存在しておりますし、採用の要件から勤務方法、あるいは任務、給与等の職員も、それぞれ別でございまして、総務省や自治労といったとりまとめをしております部門におきましても、国家公務員の場合には、毎年・毎年ちゃんとしたデータとしてあるようですが、地方公務員の場合には、それが思うようにいかないということで、なかなか数字が現れてきておりません。

参考までに 2008 年 4 月に総務省が調査したところによりまして、ザクツとした数字ではありますけれども、名前もちょっと変わっておりますが、特別職、非常勤職員で約 20 万人、それから一般職の非常勤職員ということで 10 万人、それから臨時職、任用職員ということで 20 万人、そしてその他任期付きの短時間勤務職員という方が 1500 人ということで出されたものもございまして。

全てこれが非常勤の職員という中でいきますと、50 万人強ということになるわけですが、こういう方が地方公務員としての立場の中で把握されたことがあるという程度でございまして。そういう形があるわけですが、翻りまして、この現状をみます時に、地方自治体の動きの中では、地方分権とかあるいは行政改革の中での流れがございまして、時代の背景も大きく変わってまいりましたので、単純に自治体のほうも従来の単純なものから、だんだんといろんな複雑なものに変わってきております。

国家財政も非常に大きな赤字に苦しんでおるわけでもございまして、地方にもその締めつけがございまして。さまざまな定員削減の法規制等もあったと思っておりますし、また現実には税収が伸び悩んで、地方交付税の一部後払いとか、厳しい財政事情のもとにある締めつけがあるわけですが、逆に公務員に対する行政サービスといったものは、逆にいろんな意味で厚く、広く求められているのが現状ではないかと思われまして。

そういうところの中におきまして、地方公務員の方、これの人数でございまして、一番ピークは平成 6 年、約 20 年前でございましてけれども、その当時に約 328 万人みえたようでもございまして。現在 2010 年の時に 281 万人、2 年前の 2012 年で 277 万人ということで、だいたい 2 万から 3 万のペースで減ってきておるということで、だいたい 30 パーセント前後の方が非常勤の方で占められておるのが、一般的ではないかと考えてはおりますが、地方分権一括法によります、この職員数の規制、あるいは町制合併もあるかも知れませんが、対応としまして、行政サービスにおける民営手法の拡大、それからまた指定管理者制度とかアウトソーシングとか、その他、人数の組替えといいますが、置換えといいますが、そういったことが進んできておると思っておりますので、本日の状態の中ではさらにどんどん非正規の方が増えてきているという感覚でおるわけでもございまして。

ここで質問通告書のほうで記載してございましてけれども、非正規職員の方の賃金等は物

件費として計上されておりますので、なかなか実態がわかりにくいところもございます。経費節減のために処遇のほうで、どうしても問題は出てくるのではないかと感じておりますので、この部分につきましては、住民の皆さんにも十分に理解していただきたいところであると感じております。特に玉城町の10年間の正規職員と非正規職員の構成の変化、事前にいただいたものでありますけれども、図表化しておりますけれども、間違っておるかもしれませんので、これにつきまして、できれば辻村町長より解説をいただきたいと思っております。

なお正規職員や非正規職員が、どちらも玉城町の行政を実質的に支える、欠かせない貴重な担い手として、それぞれの使命感なり、意欲をそがれることのない体制づくりに頑張ってみえるわけでございますので、町長の考えておられるような方針なりビジョン等があれば、合わせてお聞かせいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村 長男君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 中村議員から、まずは玉城町の非正規公務員の現状と処遇についてのご質問をいただきました。

ご承知いただいておりますように、役場職員は地方公務員法の適用があるわけでございますが、現在、詳しい分類もできておりますけれども、総勢約350名が玉城町職員として従事しております。これは庁舎、あるいは本庁舎、あるいはいろいろな施設、病院、保育所等々に従事しておるわけであります。

したがって、今お尋ねもございましたように、正規の職員、あるいは非常勤の職員、臨時的任用、あるいは任期付き任用、それぞれに適正に法に従って任用しておるという状況でございます。

しかし、玉城町の財政の限られた財政でありますから、どの費用につきましても、経費の抑制をしながら、住民のニーズに応じていくというのが、一番大事なことであると考えておるわけでございます。10年前との比較のお話もございましたけれども、10年前とずいぶん町を取り巻く環境も変化をしてくれておるわけであります。

ご案内のように、玉城町がめざすところは、誰もが安心して元気に暮らせる玉城町をめざしたいと、これを重点に掲げておるわけで、その重点の部分には、当然のことながら、それぞれの職員を重点的に配置をして、執行していかなければ、住民ニーズに応じていかなければならないと考えておるわけでございます。

特に子育て、教育、あるいは福祉、医療、そういう部分での変化が当然のことながら、経常経費の中の人件費、あるいは物件費等で増嵩している。さらにまた、福祉の費用が随分発生をしてくれておりますから、性質別の分類の中では扶助費という項目、これが随分増嵩しておるといふことであります。

したがって、限られた財政の中で、住民ニーズ、あるいはまた町の将来像を進めるところの重点施策を進めていく中では、当然のことながら住民の皆さん方にも十分にご理解、ご協力をいただいて、特に健康づくりの面では、ご自身で自身の体を健康管理していただくということや、あるいはまちづくりの中におきましては、地域の皆さん方が主体となって、それぞれの町のまちづくりに取り組んでいただきたいと、こういうふうな働き、つまり協働のまちづくり、コラボレーションのまちづくりを、これからも一層進めていく必要があると思っております。

具体的なそれぞれの人数的なことにつきましては、担当の総務課長からお答えをさせていただきますけれども、まずは任用につきましては、それぞれ法令に基づいて適正に対応させていただいておるという状況でございますので、ご承知おき賜りたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 具体的な部分の人数につきましては、先に中村議員からフリップ等でお示しをいただいたところではございますが、10年前の18年9月30日現在の役場の本庁舎、また、この中には、教育委員会事務局、議会事務局を含む総数でお話をさせていただきますと、議員が仰せのとおり、18年9月30日時点が正規職員60名、非正規のほうで26名、総勢86名ということで、28年度の今現在でございますが、これにつきましては、任期付き職員、この任期付き職員の制度につきましては、今年3月に条例制定化をいただきまして、運用をこの4月から開始したところでございます。

それら職員を含めまして、正規のほうで76名、当時と比較しまして16名増、また非正規のところでございますが、これにつきましても、国等の通達また今、議員仰せの中でのいろんな全国的な流れ、指摘の中で適切に対応するということから、業務補助員、臨時職員、特別職の非常勤職員の取扱要綱等を、本年4月から適用させていただきまして、非正規の部分につきましては、当町におきましては、業務補助員、臨時職員ということで25名、1名減の101名、総数といたしましては、15名の増でございます。

率といたしましては、正規のほうは26.7パーセントの増、非正規のほうで3.8パーセントの減、全体で17.1パーセントの増という形になっております。この大きな要因につきましては、先ほど申し上げました任用制度の変更、そしてまた10年前とは業務の内容、量等ともに変化をいたしておりますので、それに伴います正規の職員の増、そしてまた今年度につきましては、菊狭間清掃組合解散が、この3月でございましたので、それに伴う清掃職員の増というところでございます。

そして、非正規の部分につきましては、10年前、役場宿直の業務関係につきましては、シルバー人材センターに委託としておりましたが、業務内容等の適正化を図った観点から、直接の臨時職員として、宿日直職員の雇用を26年から変更をさせていただいております。そしてまた、ケーブルテレビの撮影・編集に伴います職員、これにつきましては、10年前は正規の職員の中で対応しておりましたが、業務補助員という中で、今進めておるという切り換えを行ったものが、大きな要因ではないかと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村 長男君。

○1番（中村 長男） ありがとうございます。内容につきましては、専門の田間課長からしていただきましたので、その通りであろうと思うわけですが、実際のところ、この違いというのが法律的には、どちらかといいますと、地方自治法なりあるいは地方公務員法なりの採用のところで定められているはずで、ちょっと外れた状態の中でされる時に、どうしても時間的な変化とか、あるいはその内容の専門的な面での部分とか、そういったところがございまして、わりと町としてもある程度応用して分けてみえるのではないかなという感じがするわけでございます。

それは追々あとで聞かせてもらいますけれども、いずれにしても、相当数の方が非正規の形の中で頑張っているのが現状であって、そのための成果と申しますか、ご活躍のことが今日の玉城町の行政の支えになっていることは、私も感謝すべきだと思います。

ております。

ただ単に10年ごとの変化ということでございますけれども、他町村というんですか、相当大きな変化があるところもございまして、私どももその辺は頭において見る必要があらうかと思えます。特に外部委託とか、あるいは民間の方に丸投げするという形のことも出てまいりますので、それについての中で、条件的にどうかということにつきましては、しっかりと目を通していく必要があらうかという考えの中で、質問させてもらっております。

なお、誠に申し訳ございませんけれども、今回の私のほうで解明させていただきたかったのは、非正規の方の人数でありますけれども、先ほどの説明にありましたように、総務提示以外に教育現場では義務教育部門とか、あるいは図書館の部分とか、あるいはその他福祉関係の現場のほうで、多数の方が頑張ってみえるかと思えますが、そちらのほうも含めた中で関係と理解をさせていただきますし、また皆さん方のご支援をいただきたいと思っております。

特に最近使われている言葉の中で、任期付きの職員の方、あるいは先ほどありましたような再任用職員とか、あるいは臨時職員、業務補助員、それから任期付き短期間勤務職員、こういった呼び方がございますので、どれがどれなのかということにはわかりにくいのでございますけれども、こういった状況が実際運用される中で、ややもすると労働条件、あるいは処遇のほうで、厳しい中で頑張ってみえる方もあるかもわかりませんので、そういった方との結びつきというの、しっかりと目をつけていきたいと思っております。

まして最近、取り上げられてまいりますのが、どうも格差社会の言葉の中で、ワーキングプアという言葉でございます。特に公務員のワーキングプアというのは、もしこれが実際に起こるようであれば、非常に悲しい現実であるし、困ったことだなと思えます。今まで伺っている中で、町としての状況の中では、比較的人数もそう多くございませんし、それから、条件的にも比較的職員さんの立場にたつての処遇がされていると思えますので、比較的こういうことは起こらないと思うんですが、2番目の質問との関連でございますけれども、もしも今、非正規という立場の中で分類される方で、同じような時間で、同じような仕事の内容で、それも多少年齢差はあるかわかりませんが、同一職場の中にみえる方がありまして、それが給与の上で、処遇の上でちょっとこれは大きいかなというのがあるようでしたら、差があるようでしたら、お答えいただければと思います。

なお、これにつきましては、それぞれ個人の方のプライベートのものが多いものですから、具体的な職名とか、具体的なお名前は結構でございます。そういうお方があるかどうか、具体的には40%、50%近い給与格差が、長い目でみたら出るというような方、そういうのが、もし可能性があるようでしたら、お答えいただきたいと思えます。ないことを祈っておりますが、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） ただいまのご質問ですが、基本的には臨時、非常勤、職員の任用についてという部分に関しましては、正規と違ひまして、臨時的、補助的な業務、または学識経験を要する職務に、任期を限って任用する職員、これが俗に任期付き職員という、新しい制度のものでございます。

そして、また業務の内容や、業務に伴う責任の程度は、常勤と異なる設定とするべきものと明記をされておりますし、また、当町におきましては、適切な定員、これは常勤の職員の部分でございますが、定員適正化計画のもと適切な人員管理に取り組んでおるところ

でございますし、また職務の内容、勤務、形態に応じて、今申し上げました任期付き職員、そしてまた非正規の部分につきましては、業務補助員、そして、パート的な部分になるかと思うんですけど、臨時職員と非常勤職員というふうな大きく区分をいたしまして、それぞれ適正に対応を図っておるところでございます。

そして、また今申し上げました任期付き等々につきましては、この4月からということで、5名の任期付き職員を採用させていただいたところでございますし、今後、執行の中で必要があれば、そういう任期付制度の活用を図っていきたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 1番 中村 長男君。

○1番（中村 長男） そういう方でなくて、それなりの処遇の中で、意欲を持って取り組めるような状況で、それぞれ働いてみえるということで、理解してよろしゅうございますか。ありがとうございます。そういう点につきましても申し上げますが、非常に悪い状況といえますか、厳しい状況になりますと、場合によりますと年収が200万円を切るような方で、頑張りざるを得ないような形、あるいはまた1年の契約更新で、身分を非常に不安に思ってみえる方、そういう中で働いてみえる方があるようなことも、これは他の状況でございますので、現実に玉城町かどうかわかりませんが、聞いております。そういうのがあれば、何とかしたいという気持ちもございまして、お願いしておきたいことにつきましては、今後、そういう形が出そうであれば、早い段階でそういったところの処遇から抜けられますような道を開いていただくということを、まずお願いをしておきたいと思っております。

それと非正規の数、あるいはまたアウトソーシング、その他で外部委託する場合につきましても、そういうことも含める中で、なるべくそういった形のほうが、町にとって、財政にとっても助かる、本人にとっても働いてみえる方にとっても、日常、苦しい目にあわないで済む。そういう中での活用を是非なんとかしていただきまして、これからの町行政の中で、1つの職場がチームが一丸となって、職務に邁進できる、そういったところの雰囲気づくりを是非、行政の方にはお願いをしておきたいと思っております。

以上、1件目の項目につきましても質問事項につきましても、一段落させていただきたいと思っております。

次に、2件目に、これは玉城町の中での、どちらかといいますと、健康ゾーン、あるいは観光ゾーン、多少一般の人が自由に散策に入るような場所、こういったところでございますが、そこら辺につきましても安全上の配慮、こういったことにつきましてもお願いをさせていただきます。

的山というところ、これは国東山系の南部にございますが、非常に見晴らしの良い山頂に立ちますと、玉城町が一望に見える、気持ちのいい場所でございますし、的山公園として現在、一般の方がたくさん健康ゾーンを利用されておるところでございます。また、その近くでございます鴨神社、これは山神にあります伊勢神宮の摂社でございますけれども、これも地元の方以外にも、今の最近の名所旧跡めぐりの方が訪れることもございまして、状況が一般の人が自由に入って楽しんでみえる場所で、非常に貴重な箇所かと思っておりますが、昨年ちょっと地元の方から話があったんですけど、獣害というところと、獣害に対する防止策というのですか、そういったところもありまして、特に町から要請をして、

猟師さん、ハンターの方に猪とか、あるいは鹿とか、捕獲除去をお願いしているケースがございます。

また11月半ばに入りますと、狩猟シーズンということもございますので、こちらのほうが、そういったハンターの方、それと猟犬等が結構動き回るケースがございますので、一般の人が突然出くわしますと、パニックになるということがありましたので、ちょっと町にお願いした経過がございますが、その時期も近づいてまいりましたので、当然こういったことにつきましては、地元との連絡は十分とってやってみえると思っておりますが、地元の方でない人が来た時にですね、突然という形で驚かないように、また、いくら訓練されている犬でありましても、場合によりましては野犬等も紛れ込んでくるかもわかりませんので、そういったところに対する対応も含めて、何らかの形の中で、安全確保をするように通報する制度なり、あるいは表示する制度なり、また常に案内する人なり、そういったものがあればという考えでおりますので、こういった地域、場合によりましては、こういったところがほかにもあるかもしれませんが、何らかの一般の訪問者が何の気もなく訪れることができるような対応、こういったものがとれないものかどうか、1つできればお願いがあれば、お聞かせいただきたいと思っておりますので、担当の部署によりしくお願い申し上げます。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 獣害対策におきましては、ご承知のように玉城町の鳥獣害防止計画に基づきまして、玉城町から猟友会に委託をして実施をいたしております。当然、集落のほうから農作物の被害があるということで、依頼を受けまして、そういう流れで実施をさせていただいております。

前回の玉城町議会の6月定例会で、ほかの議員の方の一般質問でもお答えをさせていただいたのですが、27年度の有害鳥獣の捕獲数がトータルで206件ございました。半数が鳥類による被害でございますが、山の中には猪の被害も増加の傾向にございまして、27年度の捕獲数につきましては、48頭を捕獲いたしております。

町といたしましては、従来の猟友会の事業委託に加えまして、平成23年度から鳥獣害防止総合対策事業によります電気柵、ワイヤーメッシュの設置等を実施いたしてきております。なお、一方でご指摘のように、昨今の登山ブームによりまして、登山客が町内外から訪れる事例もございまして、町と猟友会といたしましても、猟犬それから猟銃の誤射による事故がないように、以前から狩猟期間中の広報掲載、それから、害獣駆除中の銃砲等の取扱いなどを十分に配慮させていただいております。

今後も近隣市町、それから三重県、猟友会との情報交換を行いまして、この駆除期間実施中の、特に看板の設置、登山道の入口、それから登山ルートが複数ございます場合は、そういったところのアクセスするところの看板等を設置させていただくように、今現在、猟友会と詰めておるところでございます。

また、集落のほうには当然、依頼に基づいて、山の中に入らせていただいて、駆除させていただいている状況もございまして、集落の方につきましては、重々ご承知のことかと思っておりますけれども、やはり一般の方につきましてはの周知方法につきましては、今後、広報たまき以外にもホームページへの掲載による周知ということで、十分事故の未然防止を図っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 中村 長男君。

○1番（中村 長男） それを聞いて安心いたしました。ひとつせっかく楽しんでみえる方がびっくりしないように、特に子どもさんもみえるかと思っておりますので、その辺も含める中で、ひとつよろしく万全な対応をしていただくようお願いをしておきまして、私の質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、1番 中村 長男君の質問は終わりました。  
一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午前9時39分 休憩）

（午前9時51分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

13番 奥川 直人君の質問を許します。

13番 奥川 直人君。

### 《13番 奥川 直人 議員》

○13番（奥川 直人） ただいまから質問させていただきます奥川ですが、通告書に基づきまして、質問させていただきます。

今回の通告書の質問は、2点ございまして、1点目は昨年12月議会に引き続き、下外城田の町道であります岡出昼田線の拡張工事について、質問をいたします。2点目は、平成27年度玉城町の決算が出たわけでありまして、町民税や保育料、使用料など大切な玉城町の自主財源の徴収が適切に行われてきたのか、お聞きをしてみたいと思います。

本日、ケーブルテレビでこの議会放映を見ておられる方もおみえになりますので、少し一般質問についてお話をしたいと思います。一般質問とは町の行財政一般にわたって、議員として執行機関に対し説明を求め、政策をお互い建設的な立場で論議をし、政策の考えや姿勢を明らかにするとともに、責任の明確化や政策の改善に結びつけるという目的を持っております。内容のある質の高い質問と答弁をすべきであり、議員にとって最も意義のある発言の場であると、こう言われております。私も今回、一般質問の基本に基づき質問をしてみたいと、このように思っております。

では、1点目の1級町道の岡出昼田線の拡張工事について、昨年12月にもこの場で質問いたしましたが、その後の経過と今後の進め方をお聞きして、できれば平成29年、来年の予算で認めていただいて実施していただく、今回この9月がそのタイミングになりますので、質問をさせていただきます。

この岡出昼田線は、去年一昨年、平成26年に、工事の設計費586万円をかけて設計は終了したわけであるものの、企画段階から3年経った今日においても、工事が行われておりません。協働のもとで進める効率的なまちづくりを目指す玉城町として、設計費用の586万円が活かされていない、在庫となって眠っている状態であるということで、勿体ないと思うわけでありまして。

また設計後、時間が経てば経つほど、今日スピードの時代でありますから、その後の設計ではできなくなる可能性もありますし、設計変更が生じる可能性もある。また余分に費用がかかるのではないかと、こういうことが危惧されます。さらに必要性の変化や協力者の変化で、この計画執行がより難しくなる。またさらに計画そのものが頓挫してしまうのではないかとということなど、先を考えれば、このことが今進んでいない実情の中で、多くの

不安要素を抱え、私たち議員として心配するわけでありますが、町長はその辺をどのようにお考えなのかお聞きをしたいと思います。

586万円が今、現状活かされるものの、そういった眠った状態になっている。それと今後変更なり余分な経費がかかるのではないかということについて、町長のお考えをまずお聞きしたいと、このように思います。

○議長（中瀬 信之） 13番 奥川 直人君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から町道岡出昼田線の拡幅についてのご質問をいただきました。今質問の中にもありましたように、以前にもこのことについてご質問いただいて、答弁をしておるところでございます。

玉城町全体の交通量が非常に増えてきております。交通安全対策、それとともに以前の地元要望、これに逐次対応していかなければならんと、こういうところでございます。26年度に測量設計を実施したということでございました。所有者の大半の方は岡出の方ということでございます。まだ土地の売買の承諾が得られないというところございまして、一次中断をしておるところでございます。

したがって、大変この道路につきましては、狭い部分がございます。何とかして交通事故防止対策、あるいは支障のないような形での整備のために、時間がかかりますけれども、所有者の皆さん方の折衝をこれからも重ねていきたいと思っています。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 町長から現状のお考え、そして、この道路については進めていくと、このような意思を示されたわけであります。非常にありがたいと、このように思っておりますが、12月の質問でこの課題をさせていただいて以降、どのような動きをされておるかということ、もう一度、再確認したいと思います。

町長からどのような指示があったのか、または担当としてどのような動きをしたのか、これをお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 12月以降、担当課としてどういう動きをしたかということでございますが、新区長さんに向けまして、地区への調整をしていただくように、地元説明の機会を設けていただくように、今、働きかけているところでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） ありがとうございます。

今、働きかけてもろとるので、これは12月から経っているし、できれば12月までに予算化をしたいという強い気持ちですが、本来は僕は担当課としては持ってもらって、先ほど町長がおっしゃられましたように、住民から強い要望があるということでもありますので、それを実現するという意味では、これからというのでは、12月というのでは遅いと、このように私は、まあ課長も代わったから、4月に代わられたので、そういうことでもありますけれども、本来であれば役場の機能として、お聞きをしたいと思います、遅いのではないかとことです。

ちょっと少し質問の角度を変えますけれども、今回のように、特に地権者が関係する事

業は、過去から多く手がけられてきておるはずであります、例えば長期ビジョンとか、都市計画等は本当に長期のビジョンですので、別としまして、昨今の短期事業でこのようなケースは、あまり私も聞いたことがないと思いますが、そういったこのような状況というのは日常の中にあるのかなのか、これをお聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 進め方の中である程度、地区の同意を得て、地権者の概ねの承諾を得て進めるということが、大前提かと思えますし、このような設計までいって止まっておるといことは、ごく稀な事例かなと思っております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、日常皆さん大変お忙しい中で、この事業がもしかすると、私はどんどん遅れていくとえらいことだと、こう思っておるわけです。誰がどう動いて、動かないとずっとこのまま止まったままでということなので、その辺がどういう仕組みになっておるのか、今からお聞きをするわけですが、例えば役場機能に継続的に、定期的にフォローできる仕組みがあるのか、例えば今回のようなケースに対し、毎年、定例的に会計監査をしておられるわけですが、担当部署、例えば今回であれば建設の部署から、自主的な課題申告をされ、常に共有課題として、みなが共有しているというこが、日常の中で例えば先ほど事例を申し上げましたけれども、こういうものが遅れていかないように、役場機能としてどのようなチェックをするシステムがあるのか、これをちょっとお聞きしたいと思えます。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 役場の担当職員の中で構成します、まずもっては課長会議、これを毎月定例的に開催しておるところでございます。政策的な部分につきましては、その中で議論しております。そして、また今のような課題の部分につきましては、課題問題のヒアリングを町幹部はじめ財政的に総務、また状況的には総合戦略も入る中で、課題問題のヒアリングというものを、進捗状況も合わせてチェックを行っております。これが年度当初、そして秋、当初予算を始める前という段階で、3回ほどにはなりますけど、チェックを入れながら進捗状況を確認し、実現への手立てにつきましては、その中で議論を図って進めておるとい状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） そういったことを役場機能として、年3回ほどやっているということでもありますけれども、今回のこの結果については、どんな状況になっておるのですか。総務課長お願いします。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） この路線の道路整備に関しましても、課題問題の中に提示をし、その中で担当課において、適切に処理をするようにということで指示を出しておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 指示は出せるんですけども、それを具体的にどうしていくかということ、皆で施策を講じる場であって欲しいわけです。担当課一人で、それで例えば、ごめんなさいね、今の課長を庇うわけではないし、この4月から担当課長になったと。それ

で、過去からこういう課題を抱えておるといことであれば、非常に進める担当部署としては難しいところがある。そういうものについては、総合的にどういう形をとっていけば効率的にできるんだといことを検討する場ではないのかと思いますが、どうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 基本的には各担当部署が責任をもって、適切に行うというのが、基本原則といたしておるところでございます。その担当課だけでは負えない、他課に関わる部分にかかりましては、それとまた財政的な部分の影響が出る場合につきましては、総合調整の中で諮っておるところではございますが、今回のような部分につきましては、基本的には担当課で適切に対応するといたしておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） わかりました。

通常、このような土地買収を必要とする事業の進め方や、ステップ、手順はどのように進められるのかをお聞きをしますが、先ほど東課長から、それについては手順が間違っておったというお答えがありました。

私も例えばこういうテーマがあるのであれば、地域から要望がまず出てきますと、じゃ出てきてものを財政とか、その住民の考えとかいろいろなことを聞いて、要は審査をして、やるかやらないか決めますよね。方向づけとしてはこの事業をやりましよう、しかし、やる前に地域や地権者の協力を確保できるのかといことを、当然ヒアリングで聞いて、おういけるやないかと、そこでお金をかけて、586万円かけて、設計をかけてやっていこうと、これが本来だけれども、今回はそれが違ったと担当課長が申されておりますが、と思います。

それと、もう1つはそういう形で工事を始める中で、測量したり工事を始めますといくわけですけども、特に期間中、大きな問題が生じないように、地域との折衝なり安全性を慎重に進めていけば、その工事期間中も含めて、結果も含めて、良い結果につながると、このように思いますが、今回のこのような物事ははっきり決まってない中で、なぜこの事業が決まったのか、誰がこれを決めたのか、これをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 誰がこの路線の区画決定というのですか、進めることを決めたかといことですが、三郷地区等の地区要望もある中で、町としても1級町道といことで、重要な幹線という位置づけをしてございますので、当然、途中すれちがうことができない箇所については拡張していくことは妥当であろうという判断のもとで、拡張を進めていくといことを決めて設計にかかったといことでございます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） そうすれば、ではさっきは少し手順が違って、こういう問題が起こってしまったと、手順といか、何か抜けたことがあったといことを、あなたはおっしゃったんですよ、最初の答弁で。

いのであれば、こういった地権者が絡む事業について、役場としてはどういう形で、どんなステップでことを進めて工事に入っていくんだと、ちょっと教えて。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 工事までのステップ、流れといことで、当然地元説明といの

が先にあつて、それで設計、それにもたれて工事という流れになるわけでございますけど、今回の設計業務は26年10月から27年3月までの委託期間をもってございまして、その中で1月にある程度の設計ができた時点で、地区へ出向いた、設計の途中で出向いたというところでございますので、丸きり手順が違うというのではなく、設計途中で地区へ説明を申し上げたということでございます。

以上で。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） いやいや、地元説明をまずした、次に設計をしてから地元説明をした、586万円かけて、なるかならないかということ、設計までして地元説明に行った、僕はそこが間違いと違うと言っておるわけ。こういう道をつくるよといった時に、どここの土地を拡張したいから買収にかかるとかね、それも了解もらって設計するのが普通と違うの、一般的には、私はそう思いますよ、課長どうですか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 確かに地区の承諾を得てというのか、設計をしますよという説明をしながら、地区に入っていくというのが手順、正当な方法かと思っています。

以上です

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） そういうことです。強制執行するという気構えで、やるのやったらそれでいいやろと、でもあんた今、協働のまちづくりしようと言っておる玉城町は。それで地元の理解なしに、協力するよと、なしに、586万円使ったわけや。586万円がいつまでも設計がそのまま止まっておるわけやな、在庫や。586万円って、玉城町の在庫であるべきものだけれども、もう死んでおるか、生きておるかわからんまま止まっておると。こんな無駄な財政の使い方って、ありえへんと私は思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 地元からの要望なり、おおかたの区の関係の所有者の方々にも、お話を進めながら、この設計に入ってきたということでもありますけども、一部にいき違いがあるということで、今、中断をしておるという状況でございます。役場のそれぞれの所管の担当が専門でありますから、当然のことながら道路改良につきましては、道路構造例等のルールに従った形での安全対策等の設計が要るわけであります。

そういうところでの全てこれで了解というところまでは、なかなか説明の時間がかかったというものも非常にございます、現実として。したがって、担当課長も申し上げましたけれども、今年の新しく区長さんが代わって、早々にも新区長さんにも私からもお越しをいただいた時点で、是非この計画について、前向きに進めていきたいというお話もさせていただきながら、もう少し時間をかけさせて欲しいということも、お返事をいただいておりますものですから、やはりそういうところはお互いに、意思疎通、意見交換しながらでないと、物事が進まないと思っておりますので、これからも努めて、それぞれ関係の皆さん方とも話し合いを進めていきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 今から本当は町長に、この事業をどうされるのかということをお聞きさせていただこうと、このように思ったんですけども、今、町長がお答えになったように、課題も認識されておるし、区長さんにも話をする。しかし、区長さんでなく、その地主さ

んに直接、今こういうことで町は困っておるということで、設計もしてちょっと役場としては、ちょっと軽はずみなといいですか、そういう行動をとったんだけど、586万円使っていることだし、何とか協力をしてほしいというお願いに、12月の議会でも町長なり、副町長なりが出向いて、お願いしてくるということは町長の仕事だと、このように申しました。町長の出番もあるわけですから、そういったことも含めて、この事業については、早く実現できるように、お願いをいたしたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

2番目の質問に入りますけれども、平成27年度の玉城町の決算が出たわけでありまして、町民税や保育料、使用料など大切な自主財源の徴収が適切に行われてきたのか、お聞きしてまいります。これも玉城町の方針であります、協働のもとで進める効率的なまちづくりとは、先ほどの工事の問題とか、あれも効率的でないわけでありましてけれども、やはり効率的に進めていただきたいと、このように思うのであります。

この税金を効率よく使うことと、もう1つは税金を効率よく集めることだと、このように思っております。町民としては納税の義務をきっちり果たせるような風土づくり、また、行政は公平で公正な税徴収を行うことで、これらは私たちがめざす、玉城町の協働のまちづくりの基本的な部分であります。町の財源には会計監査の報告からありましたように、自主財源と依存財源があり、依存財源というのは、当然、国や県から交付税や補助金で来るわけでありましてけれども、最も大事なものは自主財源であるわけでありまして。これは町民の皆さんから町税や固定資産税、そして町内企業から法人税や固定資産税、その他保育料や住宅使用料、役場の窓口で支払う各種手数料、こういったものが自治体、いわゆる玉城町が自立性を高めるための最も重要な財源であると言われておるわけで、この自主財源確保で重要な税徴収についてはですね、過去から課題となっております、何度もこれまで私も議論をさせていただいてまいりました。

私もこの徴収というのは非常に難しいことは、十分わかっておりますが、皆さんは仕事業務として進めていただきたく、こういった中で叱咤激励を、いつもさせていただいておるわけでありまして。今回、平成27年度の決算をは閉まった中で、テーマといたしました徴収業務を、どのように評価をされておられるのか、まず全体としての結果を町長にお聞きしたいと思います。

27年度の税徴収の結果は良かったか、悪かったか。また良かった、また不十分な部分について重点のみ、町長からお聞かせを願いたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 具体的に重点のみということでありますけれども、もう少し補足をさせていただいて、お答えを申し上げたいと思います。従前から玉城町だけではありませんけれども、どこの地方自治体でも徴収率アップというのは、内政の最重要課題であると、私も認識をしております、このことに鋭意取り組みをさせていただいておるわけでありまして。

特に今回、以前から三重県の滞納整理機構、この設立につきましても、特に三重県に働きかけをさせていただいて、現在28の市町の中で、専門の国税徴収員からあるいは警察関係から弁護士から、そういうことの関係も協力をしていただきながら、大変な徴収率向上に努めていただいておりますという実績もあるわけですので、まずは国民の最大義務であります、納税は。したがって、これは強制的に徴収をさせていただかなければなら

ないということになるわけであります。したがって、それぞれの法律に照らして厳正に対応していくという考え方で、今も進めておりますし、またそれぞれの県の機構のほうへも、現在も出向させておりますけども、職員を出向させて、その業務にあたらせて勉強させておるといふところですよ。

昨日の監査委員からの27年度の報告の中にもございました。町税収入状況の7ページ、対調定収入率は町税全体で94.1パーセント、前年度より0.7ポイント増加したと、こういう結果も報告いただいたわけでありまして、またそれぞれの時系列の徴収率につきましても、協力をいただきながら、徴収率の増加の傾向にある、今の現況でございまして、しかし、気を緩めてはいかんとおぼえておられて、さらにそれぞれが今日は都合で、副町長は欠席をさせていただいておりますけども、副町長をチーフにいたしながら、町も税、料、所管する課長あるいは担当者を集めての滞納対策チームを編成をしながら、これからも気を緩めることなく、このことにあたってまいりたいとおぼえておられます。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） 先ほど町長からご説明がありましたけれども、今回の決算結果を受けて、今日は本当は小林副町長に、今日は欠席されておるんですけども、町の滞納整理機構の会議があったと、前回6月にお話を聞いておぼえて、27年度の結果や、28年度の目標を決めたということ、副町長が申されておぼえて、その際に総責任者であります町長から、その対策チームに対して、どのような指示やアドバイスがあったのかということ、私は副町長にお聞きをしたかったんですけども、今日はご欠席ということで、町長、その会議の中で、具体的にどんな指示とかいうのをされたかということ、それは個々に課題はあると思うんですよ、それは十分皆で共有をされていると思います。そんな中で適切などという指示、どれどれこうしたらいいやないかと、こうせえとか、いろいろあると思うので、それについてはどうということであったのかということ、副町長がみえないので、町長からお願いしたいとおぼえます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） これは従前から言っております、1つの考え方として、やはり前年をベースにして、前年を超える徴収率を是非あげるように努力をしてくれと、これは絶えず当初からお願いをしておるといふ状況でございます。

それともう一つは、やはり悪質な方については、それなりの強制的な措置を講じさせていただいておりますし、今後もそういう措置を厳正にとってくれと、そういう指示をしておぼえます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） わかりました。

27年度の決算をこの間ずっと見せていただきまして、結果的に私は、今回は成果があったと、このように評価をしております。私このように言うのは珍しいんですけども、評価があった項目については、町民税の個人で、私は評価を◎にしました。この他、法人税とか固定資産税とか軽自動車税があるんですけども、これについては横ばいだということで、個人の徴収については、個人の約7億円ぐらありますけども、その徴収については◎だと。

保育料徴収、これも◎です。健康保険の保険料については、これは良化傾向で○だとい

う、大きな税については、私はこのように評価を、いいところはしました。少しここから具体的にお聞きをしたいと思いますが、町民税の個人の部分、約6億7、8千万円しりま  
す。自主財源の貴重な部分で、町民の協力なくしては、これは進まないわけでありま  
すから、その徴収率が良かったと。これは99点何がしという計算になっています。特に良  
かったのが、いわゆる滞納繰越金、これは過去からずっと滞納が、支払いが遅れて、そ  
れがどんどん山積みになってきた金額が、固定資産税で今まで3,200万円ほど、ず  
っと残っております。その滞納繰越分が今回約50パーセントに近い1,400万円を  
回収したということで、45パーセントの回収率になっています。これが今回の非  
常に大きな成果だと、私は思っています、この滞納整理について、どのような観  
点で見られるのかと、どのような施策が良かったのかということ、住民の皆さん  
が安心していただくためにも、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡明君。

○税務住民課長（北岡 明） まず滞納繰越と徴収率が上がったということでござ  
います。それらにつきまして、町の機構の中でも、1位の目的としましては、情  
報の共有、それから滞納者の状況がどういふことであるかの情報共有をするとい  
うことが、第1の目的にておるわけですが、各課におきまして、こういったもの  
を持ち寄った中で、各課での対応をして、取り組みをした結果で、保育料とか、  
そういったものにつきましても、徴収率が伸びておると考えております。

また先ほどお話がございました、滞納繰越分の伸びでございます。これにつ  
きましては、昨年の7月1日から12月31日まで、この期間、三重の滞納整理機  
構のほうに派遣をさせていただいております。全体で77件ござい  
ます。77件の滞納者の徴収をいたしました。その結果といたしまして、全体  
で1,740万円、これを超える金額、これの徴収をさせていただいて  
おります。これは実質的に自分のところの税を持ち寄りまして、自分の町  
のものを徴収するというのが一義になっておりますので、今回77  
件の1,740万円強の滞納繰越分の徴収ができたということは、分母が  
削られたということで成果だと考えております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） それでは、先ほど北岡課長のお話がありました。滞  
納が77件あったということでもありますけれども、また予算委員会  
の時でも、できればどんな徴収の仕方をしたんだと、本来ここで聞  
きたかったですけれども、時間もないので、今まで玉城町として  
はいろんな徴収の取り組みをしてきたけれども、機構に行ったら  
77件の1,700、800万円の徴収ができたというのに、これは何故  
玉城町でできないかということになるわけですから、本来玉城町  
として、せっかく人を派遣して、また後ほど言うのですけれども、  
そういった人材を、里中君が前いっておったけれども、そうい  
った人材を活かして、そういう徴収が独自でできるようにな  
って欲しいと思っておりますので、そういった結果で今回の個人  
の部分については、県の滞納の機構で徴収をしていただいたとい  
うことで理解します。

次に、保育料ですけれども、これは◎です。これは平成24年、徴収率  
96パーセント、平成25年が98になって、去年平成26年が99.14  
パーセント、そして27年、この決算が99.36パーセントとず  
っと右肩上がり、徴収率が上がっていると、これは本物だなど、  
このように私は思っています。確実に成果を出しているとい  
うことは、何が成果に結びついているのかという、ず  
っと右肩上がりできている。これは何故なのかと、何かアクシ

ンを起したから上がってきていると思います。たまたま皆が協力的だったからと、こういうことではないと思うので、その辺のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 保育料につきましては、所長のほうが対応しておるわけですが、2カ月以上滞納した場合につきましては、役場で対応させていただくということの中で、今の児童手当から引き落としをさせていただいているものがございますので、この制度を取り入れたことによりまして、年々今のところ上がってきておるという状況でございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） すいません。ちょっと認識不足で、保育料というのは児童手当から、2カ月滞納した部分だけは、児童手当からということですか、どちら、2カ月。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 現年分につきましては、通常のほうで収めていただくと格好になってございます。滞納された分につきましては、次回の児童手当の時に同時に徴収をさせていただくということで、保護者の方から承諾をいただくという格好になっております。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） これも国の政策もあったり、いろんなことで今までない取り組みになっております。是非よろしくお願ひしたいと思います。本来であれば、この2カ月以上というのは、件数を聞きたいけども、今回はやめておきます。また結果的に良いということなので、それで、そうすると以降、不納欠損、今回まだ未納金が72万円あると、保育料の。

それで、13万2,000円、今回、不納欠損をしたわけですが、以降もそういったことが発生しないということでいいんですか。そこの考えだけ。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 今回、不納欠損させていただいたものが、1名の方、21年度の保育料ということになってございます。この方につきましては、状況等を見ておるわけですが、資力の回復がされないということの中で、欠損させていただいたという状況でございます。また、この方につきましては、22年度の方も若干残ってございますので、この部分も欠損をさせていただく格好になるかと、資力の回復が見られれば徴収はさせていただくのですが、回復されない場合については、欠損をさせていただく格好になるかと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） いろいろ家庭とかご健康とか、いろんな事情があるんですから、明確な判断に基づいて、そういった処分をさせていただくというのであれば、よかろうかと思ひています。

あと続きまして、国民健康保険料、これは評価としては○にしました。これも24年、25年、26年、27年と、現年度保険料については徴収率が上がってきていると見えていますので、**良化**傾向であると、このように思ひます。これについては、過去から非常にたくさんの支払ってもらえない、低かったと、23年は92パーセントやっということでもありますけれども、どのような施策を講じてこられたのか、それでまたこれは、今後また国民健康保険に

については、一括とか、県一本化とか、いろいろありますけども、それまでどのような取り組みをされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 国民健康保険でございます。こちらにつきましては、徴収のルールというのですか、定めたルールに基づいて、粛々と作業させていただいたところでございます。平成 24 年度につきましては、大量の不納欠損を、過去の分の精算をさせていただいた、以降についてはだんだん滞納者の部分、特定してまいりまして、その分につきましては、徴収強化をさせていただいておるところでございます。ただ過年度の分、若干、率的には下がったのではないかと考えておるんですけども、現年、過年合わせた格好で徴収をさせていただいておる関係上、どちらをメインにおくかという部分になってこようかと思っております。

今回、現年が 95.4 かと思うんですけども、これにつきましては、県の目標の数値がそれぞれ団体別に定められておりまして、それが 95.4 ということで、今回、ようやく達成することができたということで、現年について重きをおいて徴収をさせていただいたところでございます。過年度につきましても、引き続き同様にさせていただくということの中で、両方の収納率が上がってくることに向けて努力をしたいと考えております。

ただ、昨今の景気の動向が良くなりまして、若干雇用率も上がってきておるのかなという部分があるわけですけども、過去の部分で退職された時に、その手続きがされておらずに一括で遡ってという方がたくさんみえるわけでございますけれども、離職された上で国保料を支払う必要がある、過去の分もまとめて支払う必要があるということの中で、滞納の部分というのですか、過年度の分の賦課もかかってくる中でのお支払いが困難という方がたくさんみえますので、そういう方につきましては、決め細かな対応をさせていただいて、分納等の制約を結んだ中で、納めていただくような格好の努力はさせていただいておるところでございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13 番（奥川 直人） 徴収が例えば税務課、生活福祉課、水道もありますし、いろいろな形で利用料とか、税金は徴収してもらわないかんということでもあります。それは各部署、部署によって、やっぱり対象者も違うし、とり方といいますか、税金のいろいろな項目があるので、それなりの工夫を凝らした税に対する、支払ってもらう人の条件にあった、なるだけその辺の理解を求める、いろんな幅広い徴収活動になると、このように思っています。一律で厳しさだけでもいかんし、去年よりは上回らないかんという目標はあるものの、それなりの課で工夫してもらいながら進めていただきたいと、このように思っています。

悪化しているというのが、これは罰点です。住宅の使用料、これは非常に年々悪くなっている。それで、27 年度の支払いも悪くなっている。滞納の部分の支払いも悪くなっている。これはいろんな要素があると思います。これは今後の課題として、どうするかということは、私は聞きませんが、そういった課題というのは、我々が決算を見た中で、玉城町が税を徴収する中に、いろんな税の種類があって、その中に隠れている課題があるわけですね。

それはそれなりのアクションを求めていかないと、それなりに支払っていただく方の生活なり条件なり、そういったものをしっかり見ながら、対応をとっていただきたいと、こ

のように思っています。徴収率を今後向上させる、それも効率よく、先ほど冒頭に申しました。一層職員の総合力が必要となります。徴収率を上げるために住民の意識というのですか、私だけやったらこれぐらいやったらということが、もしかしてあるかもわからないのですけども、現状こんなに今、職員を抱えて滞納対策を打って、いろんな経費をかけて、お金を集めている。当然払うべきものを、あえて行政がよぶんなお金をかけて徴収しているという理解を、どう持ってもらうかということ。

それと徴収の仕組み、これは北岡課長が言われましたけども、先ほど言ったみたいに、全課でもって成果を上げてきたと言われてはいますが、そういう中で住宅使用料がどんどん悪くなっておると。それはそれでフローチャートとか、これから皆さんが統一して、税を徴収していくフローチャートの仕組みがあるというものが、あるのかあわないのかということもあるので、その辺の再チェックをもう一度お願いしたいと。それと県に派遣をしてもらっています、過去も行ってもらっていました。そういった徴収機構で経験を積んだ人、この人をどう活かすかということで、できれば僕は短期間、2、3年でもいいのですけども、最強のそういったチームをつくっていただいて、玉城町独自の進め方なりができればいいのかなと、このように考える次第であります。

ずっと町長、今、私は良いことも悪いことも言ってきたのですけども、総合的に町長は、税金の今後の進め方について、ご意見があれば最後にお聞きをしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） ◎、○とあって、奥川議員からえらく褒めていただいてありがとうございます。ただ質問にありましたように、住宅使用料等は非常に厳しい部分がありますから、そういうところはさらに重点的に取り組んでいくということが、一番だと思っています。

それと、やはり専門の知識がいるわけですから、滞納整理機構に今までも、現在含めて3名派遣をしております。これからも今後2年にわたって派遣をする予定をしておりますから、そういうところで十分知識を積んで、そして、この法に照らして厳正に徴収ができるような、そういう体制をとりながら、さらに全庁的に他の部課にも、あるいは他の職員も意識向上するためにも、いろんな情報共有、研鑽に期待を持っていきたい、そんなふうに思っております。以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 奥川 直人君。

○13番（奥川 直人） ありがとうございます。

皆さんが取り組んでこられました滞納整理及び税とか料、利用料の徴収向上施策で、4年間が活動が私は実を結んだのかなと、4年ぐらい前から前副町長の時から、これについてはいろんな取り組みをしていただいたわけです。

今回、平成27年の決算において、明らかに数字上で結果が出たということで、全ての税、徴収項目等はまだいえないが、大きな税の徴収について、進化をとげてきたと思います。これが一過性のものとならないように、皆さんの知恵の結集でより一層深みをまשיていただき、玉城町の光ものとなることを期待します。本当にこの活動については、ご苦労様でございます。今後よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

以上で質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、13番 奥川 直人君の質問が終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間、休憩します。

(10時41分 休憩)

(10時52分 再開)

○議長(中瀬 信之) 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

### 《5番 前川 さおり 議員》

○議長(中瀬 信之) 5番 前川 さおり君の質問を許します。

5番 前川 さおり君。

○5番(前川 さおり) 議長に発言を許可をいただきましたので、通告書に基づき、玉城町のイメージキャラクター、いわゆるゆるキャラのPR活動について、一般質問させていただきます。

各自治体とも近年地域の特性を十分に活かしたPRや、地方ゆえの素朴さをアピールしたプロモーションなど、地方活性のアイデアは機知に富み、多岐にわたっております。その中でもゆるキャラは、地域活性の救世主として活躍しており、このようなご当地ゆるキャラを媒体とした地域活性化は、各町における地域活性化だけでなく、他の市町、他県との交流や協働の地方活性化への媒体としての可能性も秘めていると思われま

す。そもそもゆるキャラの定義を申し上げますと、ゆるいマスコットキャラクターの略で、イベント、各種キャンペーン、村おこし、名産品の紹介などによる地域全般の情報PRを行うもので、一般的にゆるキャラ提唱者であるとされる、みうらじゅん氏、この方はイラストレーター、小説家などマルチに活躍されていらっしゃる方ですが、みうらじゅん氏がおっしゃるには、ゆるキャラとして認められるものは、次の3つの条件を満たしていなければなりません。

1つ目、郷土愛に満ち溢れた強いメッセージ性があること。

2つ目、立ち振る舞いが不安定、かつユニークであること。

3つ目、愛すべきゆるさを持っていることの3つです。

数年前からこうした条件を満たした、ゆるキャラたちが多く誕生し、いまだに根強い人気をほこっていることは、皆様ご存知のとおりかと思えます。

さて本題でございますが、6月に視察に訪れました福井県永平寺町では、ゆるキャラをプリントしたクリアファイル頂戴しましたし、隣の明和町ではキャラクターのめい姫さんのピンバッチをつけていらっしゃる議員の方もいらっしゃいました。

以前、玉城町ではゆるキャラと特産物をイラストしたシールがあり、お子さまをお持ちのご家庭では好評だったと、私自身、記憶しております。最近では若者向けに無料通信アプリ、LINEスタンプをつくっている自治体もございますが、現在、玉城町のゆるキャラを活かしたグッズがあるか、また、なければ今後の予定をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長(中瀬 信之) 5番 前川 さおり君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長(辻村 修一) 前川議員から玉城町のゆるキャラPR活動についてのお尋ねをいただきました。玉城町のイメージをアップする魅力を発信する、大変重要なことだと考えております。玉城町は早くからこの取り組みを一部進めてきております。つまりもう22年

前から、1994年、平成6年の伊勢市で開催されたまつり博、エキスポジャパンでございましたけれども、その時からいわゆるマスコットキャラクターをつくったわけでございます。

その時には、玉夢（タム）君と城之介（じょうのすけ）が誕生した。玉夢君は、玉城町の玉城の夢、玉夢として名前をつけたわけでありまして。それからもう1つは、城之介というのはその相棒として、玉城町の野面積みの石垣をモチーフにしてつくったものでございますが、そういうことで早くからこうした取り組みを進めてきております。

さらにいろんなブームもあるわけでありましてけれども、昨年、町制60周年を迎えましたから、その中でさらに、たままる君をつくってPRをしておるわけでございます。そんなところで、現在も以前からも、ポロシャツに玉夢君を印刷したり、あるいはカンバッチやらタオルをつくったりとかいうことを、それ以外にも健康づくりの部分でのPR活動で、カンバッチをつくって、タマッキーというような名前をつけておりますけれども、そういうことや、あるいは元気です玉城委員会の方が、独自にポロシャツをつくって、PRをしてくださるといのが、今の実情でございます。

具体的なこれからの考え方、今のさらに今後のことについて、また担当のほうからもお答えをさせていただいて、質問に答えたいと思っております。

以上です

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねのLINEスタンプ等々のご質問をいただきましたので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。LINEスタンプにつきましては、近隣市町のほうでも実際にもう動いているところもございまして、私どもの課としても、これからそういったものを1つのアイテムとして、検討させていただきたいですので、課の中で協議をさせていただいておるところでございます。

いろいろグッズにつきましては、今のところキャラクターが3体あるということで、それらにちなんだグッズをつくらせていただいております。できあがった当初はいろんなイベントとがそういったものに配布をさせていただいておりますので、またイベントを絡めて、そういったゆるキャラの周知をさせていただきたいと思っておりますし、外に向けましても、いろいろ県外で玉城町のPR等がございします時には、限られた範囲ではございしますけれども、ゆるキャラも一緒についてPRさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 無料通信アプリのLINEスタンプに着眼いただいたことは、非常に私としても、嬉しく思っております。PRグッズについて、イベント等というお話は先ほど伺いましたけれども、わりとご存知のない方が、おもいのほか多くいらっしゃるようで、もう少し皆様に知れ渡るような方法で活用していただきたいと思います。

私自身も確認のために、お尋ねいたしますけれども、そういったPRグッズはイベント以外に、どこにいけば手に入るか、教えていただきたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 現在のところは、玉城町役場の産業振興課内で対応させていただいておりますが、また、観光施設の城（ぐすく）とか、そういうところもございしますので、そういったところにも配布できるように、また課内の中で協議をさせていただきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） ではご検討のほどお願い申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。先ほど町長からのご答弁の中でも、たままる君について、言及いただきまして、60周年という節目で誕生されたということですのでけれども、もう一度この誕生させた経緯と目的をお尋ねいたします。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） たままる君ができた経緯でございますが、町制60周年ということもございましたが、平成27年度におきまして、地域住民生活等緊急支援のための交付金、いわゆる地方創生の先行型交付金というのがございました。その中で産業振興課としては、農業部門も含めまして、何本かの事業を起こさせていただいておりますが、その一環におきまして、観光誘客のシティープロモーション事業として、実施をいたしました取り組みの一環でございます。

特に玉城町の認知度を向上させるために、やはり魅力を県外でいろんなことをPRしたいという中で、セミナーとかも行いましたけれども、ゆるキャラもその1つのうちということで、玉城町の良さの発信と誘客促進につながるということで、実施をさせていただきました。ここでキャラクターの製作をさせていただいております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） それから、補足ですけども、たままる君の誕生の経過ですが、これは町制60周年と同時に、天正3年に、1575年に昨年ちょうど440年経ちましたけども、織田信長の次男の織田信勝が天守閣を建てて、天正8年に燃えてしまったという記録になってございます。

最近では、すごい日本を代表する研究者の方がお訪ねをいただいて、つい2カ月ぐらい前ですけども、田丸城をお訪ねいただいて、新聞記事にもなりましたけれども、おそらくは以前から少しは専門家の方に伺っております、全国で2番目か3番目に古い天守閣ではなかったのかということ、私も知っておりますけれども、その専門の先生のお話ですと、今、全国の中では、日本では一番最も古い時代につくられた天守閣跡ではないかということ、この方は奈良大学の学長もなされておられて、千田先生、城郭史の研究者でございますけれども、そんなお話もいただきましたので、そういうこともPRをしていかなければならないと思っておりますけれども、そういったことで、昨年がちょうど信勝天守閣の築城の440年の節目の年ということもございまして、そして、もちろん町のシンボルでもございますし、そして町の魅力を全国にPRしたいと、そして玉城ファンを増やしたいということで誕生したわけでございます。

先ほどの質問にもございますけれども、全国各地は行政や商工会さんだけではなくて、もともと民間の皆さん方、あるいは町民の皆さん方にも、町のキャラクターについて知っていただいて、それをいろんなところへ刷り込んでいただいたり、PRしていただくという活動がどんどん広がっておりますから、そういう仕掛けも町として取り組んでいかなければならないところ思っております。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） わかりました。たままる君は私自身の感想ですけども、とても愛らしく多くの方に知っていただければ、人気が出る要素は大いにあると思っております。

ここからはゆるキャラの中でも、着ぐるみでのPR活動に限って質問させていただきますが、どちらの部署も人員ぎりぎりのところで、業務を行っておられる中、そのような状態で新たにできた、たままる君も含め、玉城町の玉夢君が城之介など、ゆるキャラを存分にPRすることは、職員の負担を考えますと、なかなか難しいのではないかと感じております。

そこで、たままる君も含め、玉城町のゆるキャラをさらに多くの皆様に知っていただくための方法として、町内の企業や地域の行事など、ゆるキャラの着ぐるみの貸出を行っていらっしゃるかどうか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねのキャラクターの貸出の件でございますが、現在、玉夢君につきましては、複数体ございますので、応募していただきましたら、貸出をさせていただきますいております。あとの2つのゆるキャラにつきましては、複数体あるものもございますが、単体のものもございますので、これにつきましては、今後はまた検討させていただきます。貸出ができる限りできますように、調整を図りたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 調べてみますと着ぐるみを貸し出して、有効活用されている自治体も少なくないようですので、是非ほかの2体についても、貸出できない事情がない限りは、ご検討いただければと存じます。

ほかの自治体の中には、残念ながらつくただけで満足してしまい、効果的なPRができていない、地元住民に根付いていない、愛されていないなど、知名度アップや地域活性化につながっていないものもあり、本来のポテンシャルをいかしきれていない事例もあるようです。そうならないためにも、一丸となって活用方法を、共に考えていければと感じております。

では、そこでもう1つ質問です。私にも経験がございますが、着ぐるみの中は重いことは勿論のこと、視界も狭く息苦しく、想像以上に過酷です。よりPR活動を精力的に行っていただくには、この着ぐるみの中に入る人員確保が必要になってくると思います。このためのボランティアを募集するお考えはないか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） 現在、3体ゆるキャラがございまして、先ほどの私の答弁でも、いろいろ県外のイベントに出かけていったりというのがございます。当然、職員の負担ということも考えられますが、今、観光まちづくり協会というところがございまして、そちらのほうに職員がおりますので、そういった方たちにも、ゆるキャラの中に入らせていただいて、活動をしていただいております。

イベントが非常に昨今、週末ごとにいろいろなところで開かれるということもございまして、当然、玉城町のPRということの、そういった役割もございまして、将来的にみますとやはり人員の不足が考えてこようかと思っておりますので、今すぐというわけではございませんけれども、様子を見て徐々にこういったボランティアでご協力していただける方の協力につきまして、検討をさせていただきたいということを考えておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（中瀬 信之） 5番 前川 さおり君。

○5番（前川 さおり） 私は人員確保という理由だけでなく、このボランティアを主に若

い世代の方々に携わっていただくことで、郷土愛の醸成にならないかと考えております。冒頭で申し上げましたとおり、ご当地ゆるキャラは郷土愛にみち溢れた強いメッセージ性がございます。ですので、実際ご自身がゆるキャラとして活動していただくことで、キャラクターへの愛着から郷土愛が深まり、その先にある人口流出をとめる、1つのきっかけにならないか、そう考えております。

そして、子どもたちをはじめ、住民の皆さんとキャラクターとのコミュニケーションをとることができる機会の創出を増やすことで、より玉城町への愛情を持っていただけるのではないかと考えております。先ほどから申し上げておりますことは、これまったくの私感でございます。何か数的根拠を持ち合わせているわけでもございませんが、でもその可能性がないとも限りません。どうか今後の大いなるPR活動をご期待申し上げ、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 以上で、5番 前川 さおり君の質問は終わりました。

次に、3番 竹内 正毅君の質問を許します。

3番 竹内 正毅君。

### 《3番 竹内 正毅 議員》

○3番（竹内 正毅） 今、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問事項は交通事故防止対策について、2つ目にトイレの設置対策並びに空き地・空き家の解消対策の進捗状況についてを質問させていただきます。

交通事故防止対策についてを質問します。

最近の情報によると、町内における交通事故が、年間400件以上も発生していると聞いている。それも2、3年前から続いていると聞いています。それは1日1件以上の割合で発生しておることになります。交通事故の多い場所は、交差点であることは、国の統計上も多いことがわかっています。当町でも町道との交差点での事故が多い、しかも農用地の中にある町道との交差点での交通事故が多く発生している。

町長もわが町での交通事故が多く発生していることは、ご存知である。そこで町長にお聞きしたい。交通事故はどこでも突然発生する可能性が高い、今回の場合も同じ場所での事故が多いと思う。そこで、町長にお聞きしたい。わが町でも同じ場所での交通事故はあったのか。そこでの交通事故は何回ぐらいあったのかを聞きたい。

○議長（中瀬 信之） 3番 竹内 正毅君の質問に対する答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員から交通事故防止対策についてのお尋ねでございます。具体的に同じ場所での事故が何回あったのかということも、これも玉城町全図、地図がございますから、それに具体的にどこで何件起こっておるのかということも、担当に指示をいたしまして、ある程度掌握をさせました。なぜかといいますと、やはり同じところで何回も事故が起こっておるということは、それなりに何かがあるといいますか、ですから緊急にその対策を講じなければいかんということで、直ぐに警察と協議をさせて、1つひとつ例えばガードレールとか、あるいは停止線とかいう措置をさせておるところであります。まだ全町的にはいきませんが、早い機会に整備をしたいと考えております。

それと前段のお話の中にもございましたように、まちづくり講話会でも、特に外城田の地域、有田、田丸、下外城田もそうでありましたけれども、担当する町内の駐在さんも同席をいただきました。その中でも、私は認識不足でありましたけれども、年間400件から

の玉城町内で事故があると。たださらっと400件という形で聞いておりました、考えてみますと議員もおっしゃって見えましたが、1日1件以上あるわけですから、これはもう大変なことだと。もっと危機意識を持って、町が掲げる安心して暮らせるまちづくりのためには、緊急に対策を講じたいということを考えております。

したがって、やはり個人の自覚の部分もあります。しかし、前段申し上げましたように、同じ場所で何度もいうところは、それなりの道路構造上の問題とか、交通量のこととか、具体的にチェックをして対策を講じなければならないと、こんなふうに指示をしてやっていますのと、もう1つはそのお話を聞いた、もう直ぐから緊急で一斉放送を鳴らさせていただいて、事故対策を防止してほしいと。

それともう1つはご承知のとおり、お年寄りの方の横断歩道をわたる時の事故が多いです。そういうところも具体的にいろんな機会の、例えば老人会とか、会合の機会に少し時間を借りて事故防止をして欲しいということも、随時働きかけをさせていただいておるところでございます。

そんなところですけども、やはり非常に人口増、あるいは企業の拡張という町の良い特性の流れにあります。したがって、これからもますます事故が想定されますから、この対策は重点的に取り組んでまいりたいと思っています。あとは担当課長から補足をいたさせます。

○議長(中瀬 信之) 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長(中村 元紀) 補足をさせていただきます。事故の発生件数でございます。

27年度につきましては、年間452件、26年度につきましては429件ということで、竹内議員おっしゃるように、年間400件を超える事故が発生してございます。

それから、28年度の状況でございますけども、28年度の状況は8月末まででございますけども、今のところ254件ということで、前年同期と比較いたしまして、18件の減少となっております。また同一場所での事故の件数ということで、ご質問いただいておりますので、警察のほうから資料等をいただいて分析も、町長のほうが申しましたように、してとる中ですけども、同一箇所、警察の事故報告の場所の地番等から特定させていただいた中では、勝田地内のJAのガソリンスタンドの交差点で6件、それから、勝田町のバス停のところ、サニ一道路の交差点、城西自動車の東側になろうかと思っておりますけども、そこで5件というのが、これが過去3年間、25年、26年、27年の人身事故の発生件数ということで、ご理解いただきたいと思うのですが、そのような状況になってございます。

それからあと、路線別で見えますと、一番件数の多いのは、トップは「鳥羽松阪線」です。旧の23号線でございます。ここで人身事故が3カ年で39件ということで、これは複数発生しておる箇所のみをひろった中でございまして、3カ年では全体では213件発生しております、そのうちの39件が鳥羽松阪線の、複数発生する事故の中でのということになってございます。

複数発生しておるのが、213件発生しておるうちの、3カ年のうちの同じ箇所が発生しておるのが、85件ということでございます。そのうちの39件が、鳥羽松阪線で発生しておるということで、それからあとサニ一道路の関係でございまして、こちら24件ということで、かなり多くなってございます。概ねこの2つの路線で、かなりの割合を40パーセント近くを占めるということになってございます。

また伊勢多気線、あと岩出田丸線、県道あたりでの事故も多く発生しておるという状況

になってございます。

以上でございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 事故の発生件数をお聞きましたけども、これは町民にとって非常に痛いことです。どういうことかといいますと、例えば奥さんが事故に遭われた、そうするとその家庭はどうなるのかといいますと、旦那はもうびっくりこいてしもて、どうするかと、どうなるんやろというようなこと。それから子どもはどう扱うんやろということになります。そういう意味で私は非常に悲しい出来事が起こるということを、何とか食い止めたいという気持ちで、私は質問しております。

だから、交通事故防止対策として、町行政で何か対策を打って、防護策を考えているのか。現地の防止対策、今の同一個所の事故が多い、そこに何をどのように対策を打っておるのかをお聞きしたい。

そして、また町民への周知に、活用として放送もありますけども、ホームページに載っていない。私はいつもホームページを見ていますけども、何も載ってないですね。だから、これはおかしいのと違うかと、こう思って質問しております。前にも話したがホームページの更新が、全然できていないのが判明し注意しました。

情報はいつも最新の情報を公開しないと、何のために誰のために、その情報を公開しているのかわからない。そこで、その後、更新処理はどうしてやっておるのかお聞きしたい。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） ちょっと私のほうからは交通安全対策に対する、ハードの部分の対策でございます。まずカーブミラーの設置ということで、地区要望がございました危険箇所にて新規で5箇所設置、また割れたり、柱の曲がったようなところの更新を4箇所したところでございます。

それとあと総務費の工事請負費につきまして、先ほど警察署からいただいた事故発生資料を分析、また地区要望や学校からの要望等をお聞きしながら、区画線の設置工事を、設置していく今準備を進めておる最中でございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） ホームページにつきましては、掲載のほうはちょっとさせていたではないところでございますのんですけども、広報紙もしくは有線放送のほうでお知らせをさせていただいておる現状でございます。また、伊勢の警察署のホームページのほうを見ていただきますと、事故発生箇所数、伊勢の管内でございまして、発生箇所の地図等が表示されておるところもございまして、この部分については町内の事故の発生状況等につきましても、今後検討させていただきたいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 現地での防止対策について、ある人から交差点の白線に、表示がもう消えかかっていると、止まれとかいう表示が消えかかっているとじゃないかという質問が出ました。その点はどう考えていますか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 停止線が消えかかっているとということでございますけども、これは規制にかかることございまして、もとは警察署の管轄ということになるのでございまして、生活福祉課を通じて、警察の部署への要望等はさせていただいておるんですけど、

緊急性のあるものにつきましては、こちらの建設課での区画線の設置等、そんなもので対応していければと考えております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） なんでもそうですけども、警察に頼んだ、ほかに頼んだでは、これは町として責任感がないように思います。だから、見たら直ぐなおすように周知をして、今の建設課長の東さんが言われましたように、できるだけ早くそれを見つけて、それで、皆さんも車通勤されておったり、車を利用されていますから、そういうところがあったら、早く見つけてあそこを直すというような形でやって、警察でもよろしいけれども、解消していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） まさにおっしゃるとおりでございまして、いろいろなところで、仕事のほつつきあいというのが、一番いかんと思っております、ただ黙ってやるというわけにはいきませんもんですから、十分協議をしながら、したがってこれも去年ぐらいでしたか、玉城町の取り組みが新聞でも報道されましたけれども、特に交差点の部分の色塗り、あるいは学校周辺のスクールゾーンについてのグリーンの色塗り、そういうところは三重県の中でも取り組みが珍しいということで、報道もありますし、警察との実際の協議、この間も町村会がありまして、そういう要望も警察にいたしましたけれども、なかなかこの自治体も今、議員がおっしゃったように、色といたしますか、表示がわからんような形で、交通量が多くてすれておるといようなことも、実態としてあるわけでありまして、何とか早い機会に県として対応してくれという要望も出してはおりますけれども、待っておれせんもんですから、町でやれるところは、もうやっていくと。

そして、県でやってもらうという約束の中でも、場合によっては十分協議しながら、町で対応したいと、こういう考え方で今までもしておりますし、今も舗装の準備を、舗装といたしますか、ペンキの塗り直しの準備をさせておりますので、早い機会に。しかし、全町、交通量も多いですし、たくさんございますものですから、順次していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 町長が言われましたように、早くやっていただくようお願いいたします。ホームページの話をされましたけれども、ホームページの中を見ると、何のためにするのやということは、今の若い人はほとんど携帯電話を使ったり、パソコンを使ったりしますから、それを表示して簡単明瞭にやって、あそこ言われましたように、勝田地区とか、勝田町どうのこうのとか言われましたけれども、そこは事故が多いですよ、こういう事故がありますよ、気をつけてくださいとような型を、必ず公開してもらって、することによって、次回も話をしますけれども、それを見つけた人が友達にいう、友達はまたあそこは悪いんや、気をつけやなあかんなどということによって、段々、だんだん広がっていく、広がっていくことは防止になる。そういう意味で私は質問しておりますので、今後そのホームページの活用を、もっと明確に皆さんに周知できるようにしていただきたいと思っております。

次に、警察との連携はしていると思っておりますが、交差点の事故は双方がうっかりして、左右の確認を忘れて事故が多い。それは皆さんも知っているように、事故はそういうことで

起こるということがあります。そこで遠くからわかるような表示板、例えばノボリとか、看板とか、警告音を設置しておるのかどうか、それをお聞きしたいと思います。それを具体的に回答してほしいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 竹内議員おっしゃるように、ノボリとか旗を、6月の補正予算において計上させていただきました。追加でということで計上させていただいたところでございます。それで、今の設置状況でございますけれども、子どもの飛び出し注意の看板というのですか、案内看板につきまして、町内に10箇所ほど設置させていただいたところでございます。また、ノボリ等につきましても、今検討させていただいております。事故の多い交差点に標示を立てさせていただきたい考え方ではおるのですけれども、視界等をさえぎってはいかんとか、あと立てる場所の特定とか、地権者の方の了解とか、そのあたりをとりによく格好で、順次進めていきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 最初に質問しましたように、同じ場所での交通事故が多い。そういうところを第一順位的に見つけて、そこへできるだけ集中砲火をするように、させていただきたいと思って質問しておりますので、よろしくお願いします。それで、先ほど言いましたけれども、町民への周知として、どのように周知しているのか。放送を活用してやっておりますと、それは何回ぐらいやったんですか、それをちょっとお聞きしたいです。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 有線放送の活用でございますけれども、これにつきましては、年に4回の交通安全週間等がございますので、これについては毎年放送させていただいております。それから、今年度につきましては、町長が申しましたように、5月に臨時的放送ということのなかで、交通事故が多発しておるということで、役場の入口にも看板を設置させていただいて、注意喚起を図っております。あとまたそれ以外にもキャンペーン毎には、先ほども申しました事故の多いJAのガソリンスタンドの前及び田丸の駅前、交通安全期間に合わせた格好で、啓発物品等の配布と合わせて、住民方に周知を図っております。というところでございます。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 私は朝と夕方に放送してきてくれます、町に周知するところで、全然そんな話が聞こえてこない、私も部屋におるとわからないというところもありますけれども、それはどういうことかといいますと、1回ぐらいの周知では、多数の町民の皆さんに行き届かない、そういう思います。そうすることはどうしたらいいんだというたら、何回も何回も周知するわけです、どこどこで事故が多いですよ、ここは事故が多いですよ、気をつけてくださいといえば、自然と頭の中に入ってしまって、そこへ行くところは危ない、気をつけようと、そういう意識を持てるようにして欲しいと思ひまして、質問しておりますので、よろしくお願いします。いろいろ問題もあると思ひますけれども、情報の入手の仕方、できるように活用させていただきたいと思ひまして質問しておりますので、今後ともよろしくお願いします。

次に、トイレの設置対策及び空き地・空き家の解消対策の進捗状況について質問します。

前回、前々回の定例会で一般質問したトイレの設置の件と、空き地・空き家の解消対策について、再度伺います。前回、前々回、町行政の回答は今後検討していきたいとの回答

であった。そこで、その後の進捗状況を聞きたい。観光施設めぐりにおけるトイレの設置の整備計画について、その後の進捗をお聞きしたい。どのような対策を打ったか、その件について新たな事態が判明したので質問します。これは担当課長にはちょっと話してありますけども、1カ月前にお城公園の体育館で、私は弓道の練習を一人でしております。

それで、そこへ町外のバスが体育館前の駐車場に止まりました。10数人の人か見学者がおりてきた。その中の2、3人が、おろおろしとるんです。何をおろおろしとるのやろと、こう見ましたら、トイレの場所を探していたと。

それで、男性の方はもう度胸がええから、近くの広場に用をたして、女性の方はあっちこっち探しておるんですね、それできよろきよろしながら、しておりますんですね。そういう時にそういうトイレの設置があれば、非常に助かるんじゃないかと思っております。そこで前も質問したけれども、どのような対策をしているのか聞きたい。何もしていないということではないと思いますが、どうですか。

○議長（中瀬 信之） 産業振興課長 中世古 憲司君。

○産業振興課長（中世古 憲司） お尋ねのトイレの整備の件につきましては、3月の定例会でもご質問いただいたかと思っております。ここでいいますと、新規のトイレの設置につきましては、やはり新たな財源確保、維持管理の件につきまして、今後関係者の方で十分議論が必要と考えております。

従いまして、玉城町の観光施設、地域資源につきまして、今までいろいろ周辺の田丸城跡とか、そういったもので観光施設ということで、設定はさせていただいておりますけども、もう1回そういった地域資源を再度見直したいと、私どもとしては考えております。そこで、今、地域おこし協力隊というのを募集をかけさせていただいております、これは7月から9月までの状況でございますが、その段階でいろんな地域おこしとか、観光施策をいろいろアドバイスしていただけるような方を、今、公募をさせていただいております。そういう方と外からのやはり目を、玉城町の、なかなか我々行政でやっておりましても、いわば当たり前の施設、当たり前の観光と思っておりますが、外の目で見ていただければ、新たな発見があるかということで、そういった方のアドバイスも含めながら、トイレ以外のことも含めまして、当然観光の拠点施設も含めまして、そういったハードにつきましても、まず地域資源の見直しからはじめさせていただいて、ハードの整備を徐々に進めさせていただきたいと、このように考えております。

先ほどいただいた事例に関しては、やはりトイレというのは、田丸城跡の付近、そういったところには、公共のものがございますが、やはり案内板が若干不足しているということもございますので、これにつきましては、一度改めて見させていただきまして、簡易的なものになるかと思っておりますが、わかりやすい看板の設置等を検討させていただきたいと思っております。

また、平成26年度におきまして、熊野古道の世界遺産の登録10周年ということで、当時、各商店さんにおもてなしの心ということで、お店屋さんのご協力を要請した経過がございますけども、それからもう数年が経過をいたしておりますので、この件につきまして再度商工会を含めまして、どのような具体的にご協力いただけるお店があるかどうか、そういうことも含めまして、今、検討させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番(竹内 正毅) 今の質問も前回聞きました。実際にどういう対策を打っていくのかというのを、まだ次回、質問させていただきまますので、結果を待っております。私の質問は緊急を要する案件もありますが、必ず吟味して早く対策を打つものは、早急に対策を打てるようにしていただきたい。これについて、チェック体制という項目で、ちょっと田間課長も言われましたけども、課長会議とか等で検討するとかいうたけど、これについて定例会終了後、幹部会、検討委員会を開催して、どうしていくのか、どうだ、これはちょっと待って、これはと順番を決めて対策を打てるものは早く打っていただきたいけども、これはどう開催して検討しているのか、教えていただきたい。

○議長(中瀬 信之) 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長(田間 宏紀) 議員仰せのような形で、定例会が終了いたしますと、その時点で課長会議を開催し、その議会中に議論になりました課題等、それをどう進めていくというのを、情報共有を含めながら、議論しながら進めておる段階でございます。

○議長(中瀬 信之) 竹内 正毅君。

○3番(竹内 正毅) 今聞きましたように、検討委員会を開いてやっておると、だから心配しないでくださいと言われるんでありましたら、早急にまたお願いしたいと思います。そういうことです。

次に、空き地・空き家の解消対策について、質問します。

その後の進捗状況を聞きたい。例えば私が住んでいる地区でも、空き地が3箇所、空き家が7軒もあり、この6月に娘さんのところへ引っ越されたばかりの人がいます。この地区は過去は55軒の家族が生活しておりました。現在、45軒となりました。だから問題は祭り等、神輿の担ぎ手とか、出会いとかいう作業に、非常に支障を来す状況になってきました。

町長につきましては、空き地・空き家の解消対策をどのように計画し、どのようなやり方で解消を進めていくのか、それを教えていただきたい。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東 博明君。

○建設課長(東 博明) 6月定例会の一般質問でもいただいておるところですけど、その後の動き等々につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。近隣市町村の動向も見ながら、まず順序といたしましては、実態調査を含めました空き家対策計画を策定していきたいと思っております。その中で今後の有効活用でありますとか、特定空家につきましての方針を定めながら、補助事業の活用などを視野に入れて進めていきたい、そのように考えてございます。以上です。

○議長(中瀬 信之) 竹内 正毅君。

○3番(竹内 正毅) また質問、次回にも質問しますけども、その検討した結果を報告願いたいと思っております。前も言ったように、若い人たちの住まいとして、提供できるかどうかを、町行政自体で調査することが大事であると思っておりますが、いかがかと思っております。先日も若い独身の方の話を聞いていますと、町外の友人が子どもが小学校に入学する前に、海に近いところ、山のあるところを避けて、土地の安い玉城町に移り住んだという話を聞いた。そこまで考えて、玉城町を選んでおります。

それで昨日も健康づくりの報道を、ある町がしておる中で、津波がくると22mの高さまで来ると報道を受けました。だから、そういう地元の人は、こんなところにおったら、自分の子どもがやられると心配をしまして、玉城町を選んでおると思っております。そこで、玉城町

へ来ていただくのに、ここが空いておるよ、ここを使たらどうやという話を、できないかというのが、私の考え方です。鳥羽の新聞も載っておりました。町外の人を連れて、空家を紹介しておりましたという報道を受けました。

できたら、これを玉城町も利用できないかと思ひまして、質問しておりますので、そこを人口減少を食い止める努力をしている、そういうことを思っておりますので、それをどう考えておるかをお聞きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家の有効利用という中で、空き家バンク、そんなものの取り組みをしておる市町村もございますので、先ほど申し上げた空き家対策の計画、これらの中で、その空き家バンク等も視野に入れた有効活用、そんなものを検討していきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 町長にお聞きしたい。ある町では町有地が確保されていて、その地に企業誘致とか、また住宅造成とかを計画しているのだということを知りました。玉城町はお金を出して、人口増加に伴う企業の誘致に対して、町有地を確保していくつもりはあるのかどうか。その点についてお聞きしたいと思ひます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 町有地を確保してやるつもりはありません。なぜか、もう今までの随分いろいろな自治体で、それを抱えて破綻寸前にいった教訓はたくさんありますから、したがって、私の考え方といたしましては、企業さんを誘致するにしても、スポンサー方式、信用信頼のできる企業さんが、土地を求めていただいて、そのことについては町も仲介をして、立地をしていただく、そういう考え方でつとめて美和ロックさんなり、あるいは京セラさんの拡張なり、広瀬精巧さんなり、そういう考え方で町は進めてきて良かったと思ひています。

それで、もう少し具体的に申し上げますと、企業誘致のために、かつて自治体が造成をして、そして、いろんな受け皿も整備した。ところがなかなか来なかったということもたくさんありますから、やはりきちっとした見通しが立てられて、企業さんのほうから積極的な動きや、確実に確認されたことでないといかんなど。

それから、今の空き地の場合も、やはり事業者さんが玉城町が非常に住みやすいんだというところの評価もしていただいておりますから、事業者さんのほうで今の段階では、個人の所有でありますから、個人の方の当然のことながら、所有者の了解をいただかないかんわけでございますから、そういうところで斡旋をしていただくということは、できるかなと思ひていますし、また、今の玉城町が年間 80 軒新築があるんです。80 軒新築があるということはすごいことやと思ひます、これだけの小さな町に。

9月1日現在の対前年の人口増も、約30人ぐらい増えています、全部で。そういった形でございますから、やはりあくまでも個人所有でありますから、個人の所有の方が俺とこ、うちの建物空き家に使ってもらったらいいわということであればいいけれども、今のところ町の玉城町の特長といたしましては、内陸で津波の心配のない玉城町、あるいは交通の部分でも非常に、そこそこ便利がいいと、いろんな環境がいいという評価がございますから、若い人たちがどんどん入ってもらおうと、それは新築が多いということですね。

中には、時たまは今いろんなところで、テレビでもありますような空き家を利用して、

リフォームしたり、そういう方もあるかもわかりませんがね。それはあくまでも対個人の方との話の中で、今の段階では町が積極的にこれを進めていくという考え方は持っていないということです。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） なぜそれをまた何度も繰り返しますけども、まちづくり、まちづくりと一生懸命で旗をあげております。しかし、見ておられますと役場から新田町へ行く道を見ていただきますと、非常に空き地・空き家が多い、地元の人も困っております。何とかならんのかなという話があります。そこで、まちづくりの一環として、何とか人に頼らんと、自分らでやってみようというような気持ちがあつて、やっていただくともっと効果があると、前も話しましたが、津のほうの美杉というところは、行政がある不動産に頼んだ、不動産は喜んでします。だけど値段が上がる。上がるということは、それは買いにきた人が、隣の人から情報をもらって、あそこは高いんじゃないかどうのこうのという話が出て、頓挫してしまつた。

だから、そこで行政がまた乗り出して、紹介をしておるといった情報がありましたから、私はこれはいいことだなと思ひまして、質問しておるわけです。今後ともそういう思いを持って質問しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、私の質問はこれで終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今、竹内議員の先ほどのご質問は、まったく同感でございます、空き家対策という部分ではなくて、今のお考えは、せつかく城下町、宿場町でありますから、今まったくその風情が感じられるような町になっていません、壊れました。ですから、少しでもそういう感じが感じられるようなところも、それはまちづくりの1つの景観整備として、整えていくということは、この町のためにも大事だなと、こんなふうに使つています。そういうところは町の皆さんと一緒に、取り組んでいかなければならないと、こんなふうに使つています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 竹内 正毅君。

○3番（竹内 正毅） 今後ともよろしくお願ひします。これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、3番 竹内 正毅君の質問はおわりました。

一般質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩します。

(11時49分 休憩)

(13時00分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

9番 北 守君の質問を許します。

9番 北 守君。

### 《9番 北 守 議員》

○9番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、通告に基づき一般質問をさせていただきます。

今回のテーマは、空き家を利用した借家等への利活用についてのお考えをお聞きする

ものです。前段の議員さんから既に聞かれておる、質問されておる部分もございますが、多々重複すると思いますが、その点はお許しをお願いして、質問を続けていきたいと思えます。

空き家対策につきましては、過去におきまして2回、一般質問をしたわけでございます。1回目は空き家を利用して、シェアハウスやサロンの集いの場として、利用してはどうか。また、2回目は昨年の12月でしたのですが、環境、防犯の観点から特定空き家に対する対策について、お聞きしました。

さて、玉城町として、空き家対策をどのように施策としてとりまとめ、具体的にどう取り組んでいこうと考えているのか、お聞きします。これは先ほどの方の答弁とダブルと思いますが、答弁をよろしくお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 9番 北 守君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から空き家を利用した、借家等への利活用についてのご質問を賜りました。ご承知のように、平成27年5月に空き家等対策推進に関する特別措置法が全面施行となりました。

そして、内容といたしましては、市町村による空き家等対策計画の策定、そして空き家等の所在や所有者の調査、さらにデータベースの整備、適切な管理の促進、有効利用などが規定されておるわけでございまして、また、特定空き家に対する対処に対する指導、勧告あるいは命令ができるものとなっております。

町として現状を踏まえ、法律の趣旨にそって、まず緊急性のある特定空き家への対応を図りながら、空き家等対策計画の策定を軸として、玉城町ににあった方策を順次検討していきたいと考えております。

具体的には、平成29年度に計画策定に入っていきたいと、こういう考え方でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 町長からご答弁いただきました。特定空き家につきましては、12月のおりに、まだこの頃はちょうど特措法ができたばかりでしたので、具体的な内容がまだわからんということでしたが、今のご答弁で、国からのどんな指示があるのか。また、それで玉城町はどんな方向かということ、ちょっとお聞きしたかったわけですが、今町長が既に計画を作成すると、29年度からということで、この質問は取り下げさせていただきます。

さて、町としましても、空き家の利用につきましては、サロンとして『協（かなう）』の実現により、認知症の方から身体障がいを持ってみえる方、それから、子どもなどを対象にボランティアの運営による、田丸地区に昨年末オープンしております。包括支援室が中心となり、空き家対策の有効利用に向け、その第一歩を踏み出しております。私もそのスタッフとして加わらせていただいておりますが、更なる利用が増えることを期待しております。

ここで、今後、『協』のような空き家を利用して、サロンの2号店、3号店を開所する考えはあるかないか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 生活福祉課長 中村 元紀君。

○生活福祉課長（中村 元紀） 『協』がオープンさせていただいております。

は、外部からも評価をいただいておりますが、今後、誰もが気楽に集える場所として、空き家にこだわらずに場所というのですか、集会所等も考えた中で事業を展開し、身近なところで集っていただける場所を増やしていきたいと考えてございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ここで空き家にこだわらずというのが、ちょっとひっかかりましたのですが、空き家を有効利用する意味から、サロンということで考えていって欲しいと、これが私の希望でございます。

次に移りますが、玉城町の高齢化率を見ますと、昨年12月末現在、24.9パーセントということで、全国的には低いということですが、空き家が着実に増えてきているということも、現実であるということは、やはり直視していただきたいと思います。全国では約800万棟あまり、率にして13.5パーセントの空き家があり、国においても28年度から10年間の住宅政策の進め方を示した、新たな基本計画をまとめ、空き家を中古住宅として活用したり、撤去を進めたりして、400万戸に抑制する目標を明記されました。

今回の質問は、空き家の有効利用として、角度を変えて質問したいと思います。空き家対策については、いろいろな切り口がございます。玉城町は県内で人口が増える町として、注目を浴びています。また、常々町長がおっしゃってみえる、人口が3年連続で増えている町として、全国ベストイレブン、11に選ばれた町でもございます。

しかし、人口構成においては、団塊の世代が多く、2040年には高齢化率が40パーセントとも言われています。他の自治体では人口問題が、大きな問題となり出産祝い金を出したり、地元へ帰ってきてもらうような方策、手立てを今やっておられると思います。幸い玉城町は地理的な条件など、比較的人が集まってきやすいところではありますが、玉城町として将来予測される人口維持ないし、減少について、今後どんな施策を講じていこうと考えているのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 今年の2月に、まち・ひと・しごと総合戦略を策定いたしまして、36の事業を順次実施していくわけですが、これからは、本町の資源を最大限に活用して、今後、予測される人口減少を抑制しながら、地域経済力を高めるような、そういう具体的かつ効率的な効果的な、そういう取り組みを積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） やはり地域経済力ということで、まち・ひと・しごとということで、その点は進めていってほしいと思うのですが、人口構成から玉城町の場合を見ますと、高齢化はやはり避けられないと思うのです。今、増えている玉城町の人口というのは、自然動態増によるものか、社会動態増というのですか、どちらと分析されておられましたらお聞きしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） やはり玉城町は近隣の市町からの転入による増加ということで、社会増と捉えております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 戦略課長からもご答弁あったように、町の人口ビジョンの中にも、

私たちにお配りいただいたんですが、ほとんどの年で転入者が、転出者を上回っている。出生数は微減傾向に対して、死亡数は増加傾向になっていると、これははっきり明記されておりますので、やはり社会動態増ということで、これはいい傾向なのかどうか、その点はお判断でしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） やはり玉城町がすばらしいということで、たくさんの方がお越しいただくわけですから、これはいいことですね。ただ、これだけでは人口はやはり増えませんので、維持できないので、やはり自然増という、合計特殊出生率を1.8にもっていかうと目標がございますので、やはり子どもをたくさん産んでいただきたいと、このように思っています。

以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今後も同時に、そういう回答をいただきまして、自然増、自然動態増、あるいは社会動態増、これも相互関係がありまして、お互いに増えていくことが、人口が確かな人口が増えていくということで、回答をいただいたわけですが、今後も空き家が増え続ける現象が加速されていくということが、これは当たり前のことだと思います。先日もある地域で、一人暮らしの方がお亡くなりになられて、立派なお家が本当に空き家になってしまったと、もう本当に誰か借りてほしいという話もあったんですけども、それぐらい空き家がどんどん増えておる。特に前段の方も質問されたように、田丸地区においては、非常に空き家が多いと聞いておるわけですが、さて、人口対策として、提言したいのが、空き家対策として借家の活用をしてはどうかと、こういうことで定住できる人を、どれだけ増やせるのかに着目して、質問していきたいと思っております。

現在に町内においても、約100棟、これは前回の調査で90何棟というか、数字も示していただいたんですけども、約100棟も空き家があります。この中には、もう壊す以外にない建物、約半分ぐらいだと思います。実際に中に入ってみると、建物の外側はしっかりしております。躯体はしっかりしているんですけど、中に入ってみると、床がグラグラ、それからコンロは使えない、電気は劣化してということで、借家して使用するには、なかなか至らないケースが多いと思っております。

そこで、住宅として利用できるかどうか、空き家住宅の再調査をする考えはないか。これは前段の議員さんの質問に対して、実態調査を行うとあったわけですが、ここで再質問で再調査をする考えはないか、もう一度お伺いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 町長答弁の中にございましたように、空き家対策計画を策定していく過程での実態調査が必要と考えてございます。前回、25年度の調査から、その後、行われていませんので、直近の実態調査を、そこでやらせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 計画に基づく空き家調査となりますと、ただ空き家が単にあるという調査なのか、それともこの建物は実際に使えますよと、ここがこう悪いですけども、ここを直したら使えますよという、そこまで踏み込んだ調査なのか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 今回の段階で、ちょっと確定したことは申し上げませんが、かなり住み込んだ内部の調査までさせていただいて、その空き家の有効性等を見る必要はあるのではないかと考えます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 再調査のやり方については、いろいろ考えられます。どうしていくかというのは、これからの問題であろうと思いますが、今までは自治区を通じ、ここに空き家があるからということで、探していただいた。また実態をよく知っているのは自治区の区長さんたちだと思いますので、そのご意見もやはり聞いていただきたいと思うのですが、専門家に頼むという方法もあるんですが、そういう方法も考えておられるのかお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 確かに専門家への依頼をすることになりまして、実際そういう判断をするのには、住宅診断士でありますとか、住宅性能評価員さん、そういった資格の持った方に、委託するのが妥当かと思えます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 建設課長の答弁で、住宅診断士という言葉が出てきましたので、伊賀市の例ですが、これは伊賀市ですが、住宅診断士が空き家の欠陥の有無や、改修すべき場所を明らかにするサービス、それから住宅性能評価員が、傷み具合や断熱性を調べるサービスを、今、伊賀市は実施しております。

玉城町も計画をつくりあげたならば、その再調査の結果によっては、今後増えるであろう空き家の診断について、町民へのサービスとして、伊賀市のようなサービスを実施する考えは持っているかどうか、これは町長にお尋ねします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 伊賀市のような取り組みはどうかというご質問です。住宅診断士につきましては、取引の信頼性を高めるもので、住宅性能評価員につきましては、適切なリフォームの判断材料となるものです。いずれも市が業者を斡旋するもので、全国の市町村ではじめての取り組みであります。その動向を見て、参考にさせていただければ思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） このサービスについては、既にやっておると私は認識しておりますが、これからというご答弁でしたので、これはどっちが正しいのか、ちょっとわかりませんが、次に移らせていただきます。

住宅用の空き家を、専用住宅を取り壊した場合は、土地の固定資産税が上がると、こういう概念があるわけです。どのくらい税金が上がるんですか。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 一般的な住宅でございますと、住宅用特例というもので減額をされておまして、土地につきましては、200 m<sup>2</sup>までにつきましては、6分の1の軽減、それを超える部分につきましては、3分の1の軽減、この適用が受けられておりますので、取壊しをされたりとか、あと特定空家、これに認定をされれば、この適用が受けられなくなるということでございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 住宅を取り壊すことによって、いわゆる 60 坪までの建物、団地型ですと、60 坪程度ですので、建物は6倍に、今の額から6倍上がってしまいます。それから、農家用の住宅の場合は、だいたい3倍ぐらいになるのかと、試算するとそれぐらいになるんですけど、これによって住宅用の建物を壊す場合は、固定資産税の問題が出てくるわけです。

そこで、この問題がどう広がっているのかどうかわかりませんが、壊したくない理由というのですか、壊せない理由となっておいて、それが現状ではないかと思うのですが、固定資産税は町税です。それで、固定資産税の中には減免の措置があると思うのですが、この空き家を専用住宅を壊すことについて、減免の措置を考えてもいいのではないかと思います。その考えというのは、これは参考になるかどうか、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長（北岡 明） 今現在、町税条例の中の固定資産税の減免措置につきましては、特定空き家につきましては直接的な減免というものが、今現在うたわれておりません、この現状でございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 現在の税条例を聞いておるわけではないわけです。というのは、空き家としてこれから今後増えるであろう、計画をつくっていく中で、この項目を条例の中へ、減免という規定を入れ込んだらいいやないか、ちょっと失礼な言い方ですけども、規定を盛りこんだらいいのではないかという質問ですので、今あるとか、ないとかということではないですけども、これは町長にお尋ねしたいのですが、これを減免で例えば6倍になるというのでしたら、その分は免除してあげると、これは町長の裁量権の問題だと思いますので、その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 今この場で、ただちにやります、やりませんということやなくて、そういうところを一度検討したいと思っています。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 町長のほうで、計画の段階からいろんな角度から考えていただくということで、ご回答いただきました。国土交通省の計画案というのでは、空き家となっている民間賃貸住宅を、低所得者や子育て世帯向けの住宅に転用する方法など示されております。これは建設課長、ご存知かと思えます。

国の方向性については、まだ閣議決定はされておられません。だから、国土交通省の管内だけの話なのかもわかりませんが、まだ不明な点が多々あると思いますが、ここでわかっている範囲で、このご説明をお願いしたいと思います。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 7月に開かれました国土交通省社会資本整備審議会の小委員会で、施策の方向性を示した、中間とりまとめ案が大筋で承認をされました。都道府県や市町村に空き家情報を登録し、低所得の高齢者や子育て世代に、広く提供する仕組みを創設する方向を定めたものでございます。公営住宅の補完と位置づけ、入居者への家賃補助や家賃上限の設定、所有者に対する空き家改修費の支援などを想定し、とりまとめ案によりますと、新たな仕組みをつくるのではなく、既存の住宅、特に空き家を積極的に活用する制度

として、現状で提供できる空き家は、耐震性やバリアフリー性の向上のための改修工事を国や地方自治体が支援することを検討しているようで、関係法令を改正し、平成 29 年度中の実施をめざしていると聞いてございます。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今、建設課長から詳しくご説明いただきました。これはまだあくまでも研究会の段階か、あるいは国土交通省の中の大臣までの、以下の段階でしょうけど、端的にいいますと、低所得者の高齢者や子育て世代に広く提供できる空き家を提供していく。

それから、地方自治体は今までは公営住宅というのを、たくさん過去にも建てていただいたわけですが、今後そういうことというのは、なかなか難しい段階ですので、公営住宅に変わるそういう建物、それからもう1つは低所得者向けの住宅として、この借家を貸していくと、こういうことで、この貸した低所得者に対しては、家賃の補助をしていこうというのが、だいたい大まかな国交省の案でございます。

玉城町は借家を借りたいというニーズが高いわりには、アパートや借家が他の自治体に比べて少ないと思います。不動産屋さんにも玉城町は、好みの物件を探すのは難しいと言われるほどでございます。玉城町は人口の増える町として、空き家対策として、玉城町に移住しやすいように、借家などに転用するなどして、住宅問題の解決を図る施策があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 今のところ具体的に空き家を借家へ転用する施策としては掲げてございません。住宅問題の施策といたしましては、空き家対策の推進というのをあげてございまして、先ほどから何遍も申し上げておりますが、空き家対策計画の策定、これを進めていく必要があると思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 今の答弁をちょっと言いますと、空き家は何とか対策しようと考えておるけども、借家までは考えていないと、こう理解していいんでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 空き家対策を検討していく中での空き家を借家にするというのは、1つのアイテム、方法かと思っておりますので、その中で、検討させていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） 空き家につきましては、いろんな切り口があると、先ほども言いましたのですが、いろんな使い方があるんですね。それで、例えば廃コンビニの建物を介護施設に転用しているケースがございまして、これは実際にあります。また、倉庫を利用して、サロンに利用する方法も考えられます。今回は、借家にとすることは考えていないということでしたのですけども、将来そういうことも1つの方法だということで、認識していただいた上で、役場内に住宅や廃コンビニストアとか、それから倉庫などの借家バンクを開設する気持ちはあるかどうか。先ほどの議員の質問には、借家バンクというのか、空き家バンクという言い方をしていましたのですけども、そういう考え方はあるのかどうか、もう一度確認させていただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 今の時点で、明確に空き家バンクを設置するという明言もできな

いわけでございまして、空き家等の対策計画を策定していく中で、検討、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) あくまでも計画を策定していく、今、町長から時期まで明確に示していただきましたので、これは是非期待したいところだと思っております。

先日ですね、さて話がコロコロ変わるんですが、先日、伊賀市が空き家バンク、これは空き家バンクですけどね、今の借家バンクの話をしていましたんですけども、空き家バンクを開設したと新聞報道がありました、概要がわかればお聞かせねがたいと思います。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東 博明君。

○建設課長(東 博明) 伊賀市は定住促進に手厚く支援をするため、空き家バンク制度を取り入れております。空き家所有者に通知で登録の通知、移住者が空き家を購入する場合は、費用の半分以上で最大50万円の補助が出ます。さらに18歳未満の子どもや孫のいる世帯が登録された物件を取得すれば、さらに5万円の加算がございまして、また移住コンシェルジュとしまして、相談役を開設したということでございまして、以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) 確かに新聞には、そう出ていたんじゃないかと思っております。ご存知のように、伊賀市や亀山市は県内でいち早く、まちをきれいにする条例を制定した自治体、ある意味先進地ですが、今回も空き家バンク制度を他の自治体に先駆け実施したと、中日新聞で今の概要を聞いたわけですが、9月5日づけの新聞ですけども、報じておりました。

内容の概要は、人口減少に歯止めをかける意味なのでということで、玉城町としては事情が違いますが、良いところを取り入れていくことも、町として必要なことと思っておりますので、玉城町は人口の増える町、伊賀市は人口の減少する町、それぞれ事情が違いますが、将来に備えて空き家バンクは必要と、私は認識しております。

玉城町は若い世帯が増えています。保育所の保育料が安い、さらに子育てには手厚いということで、福祉の整った町として、年寄りも住みやすい、近隣にはたくさんの介護施設、それから老健施設、いろんな施設もありまして、病院もあるし、年寄りには住みやすい町として、町の施策を進めてもらっています。いうならば衣食は整っても、住まいが整ってなければ人は定着しないのではないかと思います。

これによりデータ化して住民サービスに利用すれば、安心して玉城町に転入できるのではないかと思います。役場から情報発信して、不動産屋さんや協力していくようにすれば、よいかと思うんですけども、そういうタイアップしていく考えはあるかどうか。これ前段の時も町長が答えてもろたかなと思うんですけども、ちょっと聞き漏らしたんで、もう一度ご答弁願います。

○議長(中瀬 信之) 建設課長 東 博明君。

○建設課長(東 博明) 空き家情報のデータベースの整備につきましては、法律でも規定されたところでございまして、必要かと思っております。また、その運用につきましては、空き家等対策計画の利活用を検討していく中で、考えていきたいと思っております。以上です。

○議長(中瀬 信之) 北 守君。

○9番(北 守) ちょっともう一度あれですけども、要は役場がイニシアチブをとって進めていくという考えはあるのかどうか、もう一度その点をお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 先ほども申しあげましたんですけども、イニシアチブという観念の中での私の答えがどうなのかわからないのですが、とにかくデータベースは整備をいたします。ただデータの出し方につきましては、十分検討、考えさせていただきたいということでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） まだまだ具体化されてないということもありますので、お答えにくいと思いますが、空き家がそこに存在するからといって、先ほども言いましたように、使えるものではないと思うんです。私も実際、空き家については借家にできないかと調べたことがあります。実際は放置して数年経てば劣化して、使用が非常に難しくなっているのが現状です。本当に網戸から何から何まで破れてとか、物が入れてあってとか、いろんなことで、床は抜けるは、壁は落ちるわということで、数年も経てば、外からみたらこれは使えるように見えるんですけども、そういうことで、先ほど出てきましたんですけども、直すにも費用がかかるわけですが、リフォームに資金を必要とするのが、ほとんどの建物ではないかなと思うのです。

もし空き家が少し手を加えるだけで、使用可能なら、オーナーにまた借り主も借りた時に直すとかということで、資金の貸付をして、使用できるようにするのも1つの方法だと思うのですが、中古住宅、中古の空き家を賃貸住宅としてリフォームする資金として、それにかかる費用の一部または全部を貸し付ける制度を設ける考えはないかどうか。この点は計画をつくっていく段階での話だと思いますが、その点お伺いします。

それから、また借り主につきましても、もし借りるとなったら家賃の補助する制度は、家賃を補助してあげるという制度は考えないかどうか、この2点計画の段階での考慮の対象になるかどうか、お聞きします。

○議長（中瀬 信之） 建設課長 東 博明君。

○建設課長（東 博明） 今のところリフォームの貸付、それと家賃の補助というところのご質問をいただいておりますけど、今の現存の制度では、耐震補強にかかります上限20万円のリフォーム制度があるということで、貸付等そういう制度はないわけでございます。空き家対策計画、そういうのを検討していく中で、そういう案件については、まだこれから検討させていただきたいと思います。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） なかなか話を聞いておりますと、まだまだ検討段階だということで、少しけだるいというか、かいだるいというか、そういう印象を受けるわけですが、後の質問もこれダブリますので、その点はやめます。そやけども、ちょっと1つ言っておかないけませんのですが、少し借家のことも、考慮するというをおっしゃっていただきました。少し手直しすれば、借家として十分使用できるわけです。そういう家がたくさん、玉城町には存在します。玉城町に住んでもらえる人も増えるんじゃないかと、こういう人口増加の町だ、それでこれもやっておるのやと胸をはっていえるような施策、やはり考えていてほしい、これは要望です。

それから、最近玉城町で土地や建物を探したいという人が、本当に増えておるわけです。近隣の町ではどうか、近隣の町でもいいやないかと、こういうふうに聞くと、やはり地理的な条件、職場等の理由で玉城町に住みたいという方が多い、そういうことを考えてみま

すと、積極的にやはりこれは役場が考えていってもらわないかん問題だと思います。

それで、次に聞こうと思ったのですが、もうやめます。これはもう同じことを、結果は計画ができてからということしか、答えが出てきませんので、もうそれはそれで結構です。それで国交省のいう低所得者向けの住宅として、公営住宅として活用についても考えてほしいんですが、空き家の有効利用は定住促進や社会的人口増加を促す大きな原動力であるということだけを認識しておいてください。

それで最後に申し訳ないんですが、この空き家の整備が進むということは、町全体が整備されていくということで、考えていただいております。しいては町並みの保存や秩序あるまちづくりにつながっていくのやないかと、こういうことですので是非、玉城町の将来のためにも、空き家対策の一環として、借家の整備を真剣に考えてほしいと思います。

では最後に、町長から空き家を利用した借家など、いろんなご感想を、今の一般質問の中でご感想があったかと思っておりますので、あれば町長からご答弁いただきたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員からいろいろご提言がご質問いただいております。ありがたいことに玉城町で住みたいという、大変人気が高まってきておりますし、また、総務省のベスト 11 のあとのテレビ取材でも、子育てがしやすい、玉城町へ来て良かったというふうなことを、直接アナウンサーが町民の方に取材を受けておられましてのお話も聞き取ったわけでありまして。そうした玉城町の今の特性、若い人が玉城町で定住してくれる。

そして安全な町、しかしこれは地震対策についてはもう少し危機意識も持ってもらわないかんことも当然でございますけれども、こう形で 2040 年、2060 年の人口ビジョンを出しましたし、ご覧をいただいておりますけれども、やはりこれからの動向は若干高齢化率も上がっていくということにもなりますけれども、できるだけ若い人たちが玉城町へ入っていただいて、住んでいただく施策を重点にやっていくことが 1 つ。

今の現在ではだいたい年間に新築が 80 軒ございます。そういうこともありますのと、もう 1 つは今前段の竹内議員にもお話させていただきましたけれども、町並み景観、そういうのを整えていくという観点からも、もちろん個人の所有でありますから、個人の町民の皆さん方のご意向も、十分聞かせていただきながら、リフォームして使える建物については使っていただく、あるいはまたそこへ住みたいと、その家を借りたいという方々には、当然そうして古い古民家を利用して、住みたいという意向の若い方々のおみえだという、今の時代になってきておりますから、うまくマッチングして、効果が生まれるようなことも、これからの計画の中でも考えていかなければいかんと思っております。

今の実態をご覧をいただきますと、やはり田丸の町中はお承知のような状況で、駐車スペースがございませんから、特にそれこそ空き地が増えてきておる状況でございます。あるいは空き家もあります。郊外に住宅が増えているという現実がございます。そういう中で、何とかこの町中の部分の住みよさ、環境、そういうものも十分私はあると思っております。玉城はコンパクトな町でありますけれども、例えば名張市とか、かつては人口増ベスト 10 中に入っておりましたけれども、今、大変高齢化が高くなっておるようなところ、あるいは四日市の郊外のところの状況を聞きますと、どうしても郊外のところに、玉城の場合は違いますけれども、住宅開発のところの団地が、非常に高齢化があがってきたと。

したがって、少しでも利便性を考えて、病院あるいは介護施設があるようなところに住

みたいという、そういう流れもあるようでございます。いずれにいたしましても、住環境をよくしていくことを第一にしたいと。そして、もう1つは具体的には総合戦略を策定いたしましたから、それぞれの具体的な施策を実行していきたいと思っています。何とか引き続き玉城町の魅力を感じていただいて、若い人が定住していけるような、玉城町に転入していただくような、そういう施策をこれからも検討してまいりたいと思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中瀬 信之） 北 守君。

○9番（北 守） ありがとうございます。やはり町長の締めくくりで、はっきりしました。というのは、玉城町にやはり住みたいという人がたくさんおるということだけは、認識しております。それで、工場も企業も来たいということで、本当に玉城は地理的な条件も含め、またいろんなことを含めて、いわゆる住みやすい町ということの印象が、この近隣だけかわかりませんが、ありますので、是非今後ともこの今の私の提案、提言をよろしくとっていただきたい。くみ取っていただきたいと思います。

今回は切り口を人口の増える町として、空き家を賃貸住宅として活用すると、積極的に取り組んでいただくことをテーマに質問してきました。玉城町としまして、確かな施策を今後期待したいという思いでありますので、是非よろしく願います。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中瀬 信之） 以上で、9番 北 守君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

（午後 1時43分 休憩）

（午後 1時53分 再開）

○議長（中瀬 信之） 再開します。

申し遅れましたが、1件報告をいたします。

会議規則第2条の規定により、4番 中西友子議員から本日午後1時から欠席の旨、届けがありましたので、報告をします。

引き続き、一般質問を続けます。

7番 井上 容子君の質問を許します。

7番 井上 容子君。

#### 《7番 井上 容子 議員》

○7番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書にそって一般質問をさせていただきます。今回の質問は3点、1つ目に玉城町の水道について。2つ目に多世代同居の推進について。3つ目に、5年後の三重国体についてでございます。

それでは、1つ目、玉城町の水道について、3つの項目、まず1つ目、水道管の老朽化による取替工事の玉城町の水道料金について、2つ目、災害時の水道について、3つ目、水道供給能力について、お尋ねします。

水道料金の値上げや自治体の水道料金の格差について、さまざまな報道がなされています。ニュースなどでも言われておりますが、水道が普及し始めてから、水道管の耐用年数、40年を迎えに時期に入っているようです。水道料金から交換工事の経費を賄わないといけないため、過疎地域では水道使用料に対する交換工事費が高くなり、深刻な問題になっているという内容です。

水道料金を3割値上げした自治体の話や、水道料金の安い自治体と高い自治体では、8倍の料金格差があるというお話もあり、町民の皆さんも玉城町はどうなんだろうと心配されているようです。

下水道工事の時に一緒に工事をするので、集落内の水道管の交換は、ほとんど終わっているということですが、集落と集落を結ぶ大きな管の取替工事が、今後の玉城町の水道料金にどの程度、反映されるのか見込みをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 7番 井上 容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） まず井上議員からは、1番に玉城町の水道についてのお尋ねをいただきました。今のお話の中にもございましたように、玉城町の上水道事業、41前に開設をして現在に至っております。清流日本一に復活をいたしました宮川に隣接する、山岡の地内に水源地を持っておるわけでもございまして、開設当時から下外城田の皆さん方には大変ご協力をいただいて、今日に至っておるわけでもございます。

配水池は岩出、そして山神、大仏山に、それぞれ配水池を設置して、全町に供給をしておるということでもございまして、引き続き町民の皆さん方に、おいしい水が安定供給できるように図っていかねばならんと考えておるわけでもあります。しかし、長年のこの事業、あるいはまた町全域ほぼ完備なる下水道事業に関連する部分もありますけれども、水道施設の定期的な点検、そして維持管理をさらに行っていくかには当然でございまして、管路施設の長寿命化計画及び耐震化計画を策定をして、主要な道路への配水管の布設のほか、基幹配水管を中心として、計画的な水道管の更新と、水道管の耐震化を図っていかねばならんというのが、今、考えておる計画でもございます。

既に、予算として議決を28年度当初でいただいておりますから、その事業に中長期的な経営の基本である経営戦略の策定率を、平成32年度までに100パーセント達成するという、国の要請に基づきますところの経営戦略策定にかかる委託業務、それを発注して取り組んでおる状況でもございます。

そういったところで、これからも町内の安定供給が図られますように、対策を順次講じていきたいという考え方もございまして、あと具体的な内容等は、質問に応じて担当課長から答弁をいたさせます。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） まず1点目の井上議員のご質問、計画的な取替工事が今後、水道料金に反映されるのかというご質問ですけれども、先ほど町長が申しあげました今年度業務であります、水道事業及び下水道事業の経営戦略策定において、中長期展望による経営状況を検討していきます。

過去数年間における経営状況データ等に基づくシミュレーションの中で、将来的な投資、つまり管路の更新や施設の改修といった計画にかかる費用も、当然、係数材料の1つとすることで、計画的な取替工事が、水道料金に反映されると考えております。ただ、例えば料金値上げにかかるといったところは、全体の経営状況を見た中での反映となりますので、今ここでは申し上げることはできません。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 将来の修理のことや管の交換につきまして、シミュレーションしていただいて、料金の設定をしていただけるということです。ただ交換の工事は新規に水道

管を延ばす工事とは違い、バイパス管を通して、新しい管をつなぐという大変手間のかかる工事だと伺います。何度も工事を行うよりは、多少費用が高くても、長寿命の管を最新技術で施工するという考え方もできるかと思います。

最近では耐用年数 80 年の水道管、単純に考えて工事の回数が半分になるかと思います。ただまた ICT を利用した水道管劣化の早期発見などの技術も出てきていると聞きます。この例は素人の私が耳にした技術ですので、専門的な方にアドバイスいただければ、ほかにもたくさんなるであろうと新しい技術を導入するかどうかで、工事経費も変わってくるかと思います。玉城町としてはどのような方針で取り組まれるのか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） ご質問の水道管の取替工事において、長寿命化、最新技術の活用はされるかは、あるいは方針はというご質問ですけれども、例えば管路の長寿命化は、先ほど述べられました、80 年耐用年数というものになりますと、既設の水道管にポリエチレンスリーブ被覆を、ビニールを被せるようなことです。既存の土壌と遮断して寿命を延ばすというようなこと。ICT と言われましたものは、音波探知機を取り付けて、漏水の音を拾い、漏水探査が有効にできるというような技術があるわけですけれども、こちらは当然ながら費用対効果ということが出てくるかと思しますので、今、申し上げた状況を見据えた中で、費用対効果の中で検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 耐震に配慮した水道管の入れ替えは、既に施工されており最新技術の導入は費用と効果を考えて検討されていくということですね。

それでは、2 つ目の項目、災害時の水道について伺います。平成 7 年の阪神・淡路大震災では井戸の情報が大変活躍されておりました。最近の熊本の地震でも、井戸水を飲み水として利用するのは、安全が確認できるまでは、やめましようと呼びかけをされているのを見ると、震災後も井戸は活躍しているようです。

三重県の御浜町では災害協力井戸、つまり災害時に水を提供していただける地域の井戸の位置情報を、インターネット上で確認できるように公表されています。井戸は普段から使っていないと、いざという時に使うことができないと聞きます。町の中で普段から利用されている井戸の位置情報を確認するなど、災害時の井戸の活用については、どのような準備をされているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 災害時に住民の皆さんが所有する井戸の活用も含め、災害時の協力井戸、また防火井戸に関しましてでございますが、以前の答弁、議会の質問の中でもございまして、その中では水質の検査を行ってない井戸と、最近重金属の汚染が考えられる。

そして、また阪神・淡路大震災時の淡路島の中では、多くの井戸が枯渇したというようなこと等から、住民の皆さんが所有されております井戸に関しましては、地域のなかで把握していただく、共助の中でご活用いただくという中で、お願いをしてきたところでございますが、国土交通省の震災時地下水利用指針案というものが発表されておまして、この中でも地域防災計画の給水計画の課題と、そして地下水利用の効果、検討に必要な情報と、検討手法、維持管理等々が示されたところでもございまして、さらに東日本大震災の利用実態を把握した上で、見直そうということが出ております。

そして、その見直し後の中で、地域防災計画に反映する場合の重点項目等も明記をする  
とされており、まだその指針案が出ていない状況ではございますが、昨今の県下の状況等も  
踏まえさせていただきますと、今、井上議員おっしゃられたように、町におきましては、  
御浜町さん、そして市におきましては、既に四日市市、津市、名張市、松阪市、伊勢市さ  
ん等々が取り組みをなされておるところでございますので、既に先行されております災害  
時協力井戸の登録制度等も含めまして、参考にしながら今後検討をしていきたいと考えて  
おるところでございます。

課題といたしまして、今、議員さんのほうからもお話のあったとおり、水質の検査をど  
うするんだとか、修理の費用をどうするんだとか、公表の部分、これにつきましても、個  
人の所有でございますので、どこまでできるか等々、また災害時の井戸の提供が、了解が  
得られてどこまでできるのだと。当然、個人の所有地、住居の中へ他人さんが入るとい  
うこともございますので、そういう登録に関する管理、責任、補償という問題も、整理をし  
ながら検討したいと考えております。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 飲み水とは別に体を拭いたり、食料を加熱するための水があるのと  
ないのでは、避難生活にも違いが出てくるかと思っておりますので、緊急時に使える井戸の情  
報は是非把握していただきたいです。また、震災時は地下水脈が変わると、水質に問題が  
発生したり、先ほどおっしゃられたように、水が出なくなることがあります。井戸水を飲  
み水として使えるかどうかの水質検査もできるように、準備していただければ、さらに災  
害時に井戸を活用できると思っておりますので、ご検討ください。

その井戸水ですが、玉城町の水道は地下水を利用しています。地震があった時に、水が  
出なくなった場合の代替対策はとられているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） 玉城町の水源が震災により出なくなった場合の代替対策とい  
うことですが、平成 16 年に山岡の水源を改修しまして、3本目の井戸を掘って、  
厚労省のほうにも届け出をしておるわけですが、その際に南勢水道からの受水が可能  
になるように、バイパス管を新たに設けております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） それでは、水道管さえ無事なら、飲み水の確保はできるであろうと  
いうことですね。それでは震災でなく水害の場合はいかがでしょうか。以前、宮川の堤防  
が決壊した場合も、水源は土地が高くしてあるから大丈夫だというご説明をいただいた  
ことがあります。

しかし、回りの土地は低く、職員の交代ができなくなる可能性があります。その場合の  
職員の安全の確保や、想定外の水位になった場合の対応は、どうなっているかお聞かせく  
ださい。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） 宮川堤防が決壊した場合、主に大雨水害ということですが  
も、国土交通省と三重河川事務所が、平成 21 年 6 月に行った、概ね 100 年に 1 回程度起  
こる大雨を想定した、宮川浸水想定によりますと、井上議員ご指摘のとおり、山岡の水源  
地は浸水しない。また、山岡側のほ場は 1 m から 2 m の浸水予測となっております。ただ  
岩出側のほ場の浸水想定が、0.5 m 未満であるということから、岩出側からのアプローチ

が十分可能であると考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 平成16年の台風の際は、岩出に続く道が浸水して交通できなかったこともあると聞いております。河川の改修が行われたあとの平成18年、ちょうど5年前になりますけれども、昼田の堤防スレスレまで増水していた例もあります。今一度、対応マニュアルなどをご検討いただきますよう、お願いいたします。

それでは、3つ目の項目、水道供給能力についてお伺いします。昨日ご説明いただいた資料によりますと、給水人口と給水件数は安定している、企業の水道水利用の増加によって、水を供給した利益は増えたとのことでした。これから人口増加に向けて、いろいろ政策をとられておりますが、水道に関してどの程度の人口増加まで対応できるのでしょうか。また貯水タンクの増設計画などはございますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） どれぐらいの人口増加まで対応できるか、あるいは貯水タンクの増設計画はとのことですが、まず水道法では水道事業を営むものは、水道法6条の規定に基づいて、厚生労働大臣の認可を受ける。またその際、第7条において給水区域、給水人口、給水量その他の事項を提出しなければならないと定められております。

一番直近の認可は、先ほど申し上げた3本目の井戸を掘った、平成16年3月22日で、その中で給水人口を1万6400人、日最大給水量は9,550立方メートルとしております。この数字は昭和62年3月31日の変更認可時点から変わってございません。まず人口については、玉城町でも近い将来という言い方になりますが、2020年程度で、人口は減少していくという予測はご承知のとおりですけれども、平成27年度末の町の人口が1万5733人ということから、計画給水人口には十分な余裕があると考えております。

一方配水池の容量の考え方には、水道設計の指針によりますと、計画日最大給水量の8から12時間分を標準として、また緊急用水量を計上する場合は、12時間分を標準と指針でうたっております。

先ほど述べました、計画給水量の内訳といいますのは、山岡水源地での取水能力が9,050立方メートル、南勢水道の受水量が500立方メートル、合計9,550立方メートルでありまして、このうち山岡水源地の取水能力は、岩出配水池の能力ということになります。この9,050立方メートルを設計に基づいて逆算する、2分の1、3分の1としますと、配水池容量は3017立方メートルから4525立方メートルということになって、現在の岩出配水池の容量が4000立方メートルであることから、概ね適正な容量と考えております。

また、過去5年間の使用量の統計によりますと、これは用途別で数字が出ておるのですが、人口は微増しているのに対して、家庭用の使用料がむしろ減少しております。これは節水器具等の普及によるものと推測されております。玉城町の水使用量はどちらかというと工場用の使用料に左右される傾向が大きいと思っております。

また日平均取水量及び日最大有収水量においても、減少の傾向がみられるところから、現在のところ配水池、貯水タンクの増設は考えてございません。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） それでは、今のままでも大雑把にいったら、5人家族が100軒以上増えても余裕があるぐらいやということで、よろしいでしょうか。以前、志摩のほうで水不足になった時に、玉城から水道水を送っていたことがありますけれども、ほかの市町が

水不足に陥って、水道水の協力要請があった場合、以前のように協力に応じることは可能でしょうか。

○議長（中瀬 信之） 上下水道課長 中西 豊君。

○上下水道課長（中西 豊） 先ほど協力要請の応える体制はできるかということですが、まず水道事業におきましては、三重県下の全市町による三重県水道災害広域応援協定、及び日本水道協会中部地方支部における災害時相互応援協定というものを締結してございます。これは地震や渇水、事故などにおける水道災害における総合応援を想定しておもるものでありまして、協力要請があれば可能な限り応援をしますし、逆に玉城町に危機があれば応援していただくという協定になっております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 相互応援の協定が結ばれているということは、玉城が水道に関係する災害があった場合でも、ほかの市町から援助が受けられるということですね。

それでは、次の質問に移ります。多世代同居について、2つの項目で質問させていただきます。多世代といいますのは、漢字で書きますと多くの世代と書きまして、おじいちゃん、おばあちゃん、子ども、孫という何世代が同居するということです。

1つ目の項目は、多世代同居の推進について。2つ目の項目は、旧姓の使用についてお尋ねします。

昔からの住民の多い町であるからこそ、多世代同居推進が可能であると思えますし、利点も多いと思われます。地元の漫画家うにたゆみさん、5年ほど前に芦田真奈ちゃん、松山けんいちさんの主演で映画化された漫画の作者なんですが、この地方で4世代同居をする家族の物語を書いた、よっけ家族という作品を出版されています。こちらなんですけれども、この地方でといいますのも、玉城がつくるようなしめ縄が、作中に描かれていますので、伊勢近辺が舞台だと思いますし、よっけの、つまりこのあたりでいう、大勢の家族という意味の題名なんですけれども、ひいばあちゃんと、その娘であるばあちゃん夫婦、そのまた息子である兄夫婦と、その子どもたち、ばあちゃんの娘である妹夫婦とその子ども12人が、田舎で1つ屋根の下で暮らす、大家族の良さが出ている、いい作品だと思います。

多世代同居になりますと、年配の人や若者の交流による伝統の継承はもちろん、高齢者の幼児の見守りによる子育て世代の社会進出、3歳児未満保育の現状など、町の・・・にとってもよい点が考えられます。玉城町で多世代同居の推進は、どの程度可能であると思われるか。また成功すれば玉城町にどのような利点があると思われるか、町長のお考えを伺います。

○議長（中瀬 信之） 総合戦略課長 林 裕紀君。

○総合戦略課長（林 裕紀） 22年古い国勢調査の結果によりますと、3世代以上の同居が15.6パーセントということで、玉城町は。県が9.6パーセント、全国が7.1パーセントですから、3世代以上の同居が非常に多いという、玉城町には実態があると思えます。興味深いちょっと調査結果がありますので、ご紹介させていただきたいんですけども、タイトルが高齢者の生活と意識に関する調査というんですけども、去年、第8回目を迎えるんですけども、1回目が1980年、35年前に行われたんですね。この時の調査では、いつも一緒に生きているのがいい、高齢者と子どもですね。お孫さんとか子どもさん、いつも一緒に生活できるのが良いというのが、約59.4パーセント、約6割あったんですね、35年前

は。

ところが昨年度の調査結果では、半分以上になりまして、27.1パーセントになった。逆に時々あって、食事や会話をするのが良いというのが、35年前は30.1パーセント、これが50.5パーセントに増えておるといことで、すなわち何が言いたいかといいますと、高齢者にとって子どもや孫との関係を、今日なお重要やということは認識しておることは間違いありませんけれども、互い良い関係を保つためには、一定の距離をおくことが望ましいという考え方が、次第に浸透してきておるといのが、35年前から昨年、第8回の調査に向かって、こういうことが出ています。

最近では同居のみならず、近居という言葉も出ています。ですから、近居って、定義はいろいろあるんですけども、スープが冷めないとか、味噌汁が冷めない距離というんですけども、敷地内とか、それから大きな意味では、小学校区単位というようなことを言っておるところもありますけれども、それから、26年にあった子ども・子育てのアンケートでも、重複回答していますけれども、日常的に祖父母等の親族にみてもらえるという方が、45.1パーセント、緊急時もしくは用事の際は、祖父母親族にみてもらえるが58.9というように、近居というのも、非常に重要な施策かなと思っています。

ですから、一緒に住むということ、近所で住むということが、やはり家族の絆も生まれるし、それから子育ての負担の軽減もできる。祖父母の健康寿命の延長にもつながるかわかりません。それから、幼児から高齢者までの地域での世代バランスがとれるし、しいては定住化の促進にもなりますし、地域の活性化も図れると。国の総合戦略でも、この3世代同居と、それから、近居という支援はやはり総合戦略の中でも、国は進めています。

ですから、町としましても、同居だけにとらわれず、地方創生の観点から、こういう近居というものも推進していくということは、重要な施策だと思っていますので、今後そういう形で位置づけていきたいと思っています。以上です。

○議長(中瀬 信之) 井上 容子君。

○7番(井上 容子) たぶんその近居がいいなと思われる方は、皆さん元気な方なので、そう思われるんやと思いますし、たぶん戦後の自由な世代が、おじいちゃん、おばあちゃんになってこられたので、お互いの気の使い合いが、やはり苦になるというのが多いかと思えます。

それでも、一緒に住めばお年寄りの扱い、扱いということ失礼ですけども、お年寄りとの交流の仕方というのも、やはり子どもたちが小さいうちに学ばないと、身につけていかないとかと思えますので、是非同居もいいことなんだという意識づけを、もっとPRしていただければと思います。

国では本年より始まりました、3世代同居のリフォーム減税など、多世代同居への税優遇措置がとられております。これは現在、同居していなくても、先々同居ができるように、リフォームすれば良いというもので、2019年の消費税10パーセントが施行される前まで続くようです。

新しい住まいを考えるなら、住民やこれから玉城に住もうと思っておられる方には、早く計画していただかないと、残すところ2年ちょっとしかありません。町独自で多世代同居の優遇措置などをPRはされているのでしょうか。お聞かせください。

○議長(中瀬 信之) 税務住民課長 北岡 明君。

○税務住民課長(北岡 明) お尋ねのことですが、これにつきましては、住宅の3世代同

居改修工事にかかる特例ということで、これは国土交通省の事業でございまして、夢をつむぐ子育て支援という観点から、この改修工事のものが出ておると理解しております。このことにつきましては、国の優遇措置ということもございまして、今のところ町としましては、PRは今までしてございませんでした。ただ、今後、国及びまた国土交通省等におきまして、PRも今現在されておるところなんですけども、これにつきましては、確定申告での所得税の減額という控除ということになりますので、今後その国税庁等におきまして、そういったところのホームページでも確認をいただく中で、おりを見て町といたしましても、広報等での掲載ができればいいかなと考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） じいちゃん、ばあちゃんが住んでいた家をリフォームしたり、建て直ししたりすれば、空き家対策にもなりますし、県でも多世代同居は推進しているようです。私の友人で、新郎新婦それぞれのご両親の実家、合わせて4軒あるわけなんですけども、どれも空いているで、どれか使ってもええんやけど、アパートに住むことになっとるんさという人がいました。そんな人が今ならじいちゃんの家、リフォームしたら得かかと思えるように、是非PRしていただければと思います。新しい土地に新しい家族もいいですけども、防災とかの観点からも、昔からの土地で継続する家の在り方も、肯定的に捉えていただければと思います。

そこで、2つ目の項目、旧姓の使用について伺います。おじいちゃん、おばあちゃんの家が空き家になったからと、若夫婦が空いた家に住む例はたくさんあります。そういう家のリフォームの場合、昔からの集落ですと、じいちゃん、ばあちゃんの名字のほう、あの家の隠居やなという具合に、年配者に受け入れられやすくなるように思います。昔と違いまして、長男が家を継ぐとは限りませんし、娘さん夫婦が近くに家を建てられる場合も多々みられます。なぜか仕事に支障が出るからと、女性の名字に変えながら男性が多いですけども、職場での旧姓使用は一般的に認められていることです。

役場でも旧姓で名乗ってもらったほうが、何度も窓口に来られる方の混乱が少ないように思いますが、役場では旧姓の使用は認めておられるのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 役場での旧姓使用のご質問でございまして。現在、当町では旧姓使用に関する要綱は定めてございせん。認めているかといえ、認めていないというのが現状でございまして。業務での今お話もありましたが、旧姓使用に関して便利な場合もということではございまして、窓口職員等に聴き取りをさせていただいたところではございまして、有効性は考えられないということでありました。

しかし、昨今、事例といたしまして、結婚し、メールアドレス関係につきましては、急に変更すると業務上支障があると。つかない場合が出てくるということもございまして、これは職員と相談の上、一定期間変更せずに対応したりとかいう対応を図っておるところでございまして。

また、国家公務員並びに他の市町で、使用要綱を定めしておるところもございまして。これに関しましても、使用する制限ということで、名札とか座席、事務分担表という部分が認められておるという中で、使用禁止という部分の中では、仕事上の公権力の行使に関わる場合、そしてまた税務署、共済組合、社会保険事務所、銀行など外部機関に使用を及ぼす場合、法令等により戸籍上の氏名を使用することなどが定められておるとのこと

で、これらにつきましては、使用ができないということにいたしております。

玉城町におきましては、住民の皆さん方と対応する場合、今現在つけております、これは名札ではなく、身分証明書になっております。ということで、この身分を明らかにするという観点から、この名札という部分ではないということで、これを旧姓使用というわけにはいかないというところでございます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 私の勤めておりました会社は、だいたい旧姓使用でしたし、他の市町の役場でも旧姓使用が認められているところもあるので、玉城でもと思いましたがけれども、身分証明書でしたら本名でないといけませんので、仕方ないかと思えます。

男女平等が言われて親しくなりますので、私の個人的な意見ですがけれども、結婚時の戸籍の名字の選択も、女性の社会進出と同じぐらい割合が増える世の中になるといいなと思います。

○議長（中瀬 信之） 総務課長 田間 宏紀君。

○総務課長（田間 宏紀） 今、女性の活躍という話もありましたので、ちょっと補足をさせていただきたいかと思えます。議員仰せのとおり本年4月に、女性の職業生活における活躍推進に関する法律、俗に女性活躍推進法と言われるものが、完全に施行されまして、女性活躍推進の新たなステージに入っているという認識をしております。

そして、また第4次男女共同参画基本計画というものが、国におきまして閣議決定がされ、女性の活躍や安全安心の暮らしの実現が推進をされておるといのが状況でございます。そういう中で首相官邸にございます全ての女性が、輝く社会づくり本部、また、内閣府にございます男女共同参画会議というものが、本年5月に発表されました方針、取組事項の中に、旧姓の通称としての利用拡大という項目がございまして、この中には住民基本台帳及びマイナンバーカードにより本人の届け出により、旧姓を併記することが可能となるよう準備という項目も出てございます。

そのようなことから、これはまだ議論が始まったというところでございますので、これらの国の動きをみながら、情勢をみながら必要ということであれば、今後検討していきたいとは考えております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 追加説明をいただきましたが、最後の質問に入らせていただきます。

5年後の三重国体について、3つの項目で質問させていただきます。1つ目、国体で活躍できるアスリート育成について。2つ目、国体で活躍できる若者育成のための中学校のクラブ活動への対策について。3つ目、国体で町民も参加、活躍し盛り上げていくための働きかけについて、お尋ねします。

2020年の東京オリンピック、パラリンピックについての東京都の対応が、毎日テレビを騒がせておりますが、その翌年の2021年には三重県で、とこわか国体が開催されます。残念ながら競技や行事の会場として、玉城は指定されておりませんが、地元三重県で国体が開催されることに変わりありません。国体で活躍できる選手の育成についてのお考えをお聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 5年後の国体ということですから、現在の中学生、あるいは高校生、大学生、今、20代の選手の活躍及び小学生も一部入れるのかなと思っております。

すけれども、アスリート養成ということで、町としての考え方というんですけれども、スポーツ競技というのは、二面性があります。いわゆる慣れ親しむスポーツ、競技力で鍛えあげるスポーツの二面性があるわけですから、町としては多くの皆さんが対象の町民になりますから、そういった点で生涯スポーツを楽しんでいただくということが、基本になります。それが原則の土台にあって、全国大会とかいろいろ出ていただく方がいれば、それを支援していくという形が基本になっておりますので、そういった点で全国レベルの大会に参加される人には、支援の奨励金も出させていただいております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） それでは、次の項目、中学校のクラブ活動対策について、お伺いします。先ほど5年後の国体でしたら、中高大学生ということで言っていただきましたけれども、とこわか国体を5年後に控えて、今の中学生がちょうど活躍できる頃だと、私も思います。中学校でのクラブ活動におけるトレーニングも必要なのかと考えます。

先日スポーツ整形を専門にされている医師、お医者様よりクラブ活動を担当する教師やコーチの間違った、あるいは古い知識によるトレーニングの問題と、正しい知識の習得の必要性を力強くお話をいただきました。スポーツ筋肉を鍛えるにあたって、中学生はとても重要な時期だとも言われます。クラブ活動における対策は、何か考えておられますでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 学校での体育というのは、基礎基本としてやっぱり運動する喜びを感じさせるということが、我々大事だと思っています。そして、集団の中でやる競技という喜びを感じさせる、そういった点も盛りこみながら、切磋琢磨して競い合っていくところに主眼をおくということが大事だと思います。それで、発達段階で小学校から先ほど議員が言われましたように、無理ないいわゆるスポーツの競技力をあげるためにやっていくということで、非常に異常な体の使い方をして、将来だめになるということが非常に多くなってきています。

ですから私どもはやっぱり小学校からは、やはり運動に慣れ親しむ中で、運動することがおもしろい、楽しい、そしてやりたいという思いだけを、やっぱり持たせてあげたいなと思います。それで、この後も話させて、クラブについて部活動については、話をさせていただくのですが、中学生の子どもたちには、やっぱりいろんな素質がある。あんたにはこんなすばらしいところがあるんだよということを、ちょっと導き出すような形、ですから小学校から中学校へ導き出す、そして、高校や社会人になって、自分の進む道を推進してもらうということが大事という考えに立っています。

ですから、そういう自分の素材能力をどう活かすかというのが、中学校の段階とするならば、いろんな種目にチャレンジしていただきたいし、中学校も現在いろんな中学校の部活動で活躍していただいております。そういった点で、今年もこの夏も県大会には、軟式野球、陸上、それからバトミントン、剣道部、水泳等が参加して、それから東海大会では陸上競技、バトミントン、剣道部が出場しています。

それから、軟式野球では名古屋ドームで、思い出になります名古屋ドームで、中部日本地区選抜中学校軟式野球大会に、三重県の代表として出場しています。そういった点で、東海地域ではあるんですけれども、さらにその東海の上の全国大会に、陸上部がいただいで、男子棒高跳びの中学校の3年生の〇〇〇〇君が、全国で3位に入賞されたことは、

皆さんにもご報告をさせていただいたところですが、彼も国体を期待できますし、それから、本人もオリンピックの夢を描いておるということです。

それで、実は2年生の頃から、彼はそんなに棒高跳び、得意やなかったんです。それが、やっぱり自分が目覚めた、小さなだんだん背も高くなってきましたけれども、それほど棒高跳びで背の高い選手の中に混じっては、わりと低いほうなんです。でも、バネとか、そういう力を顧問の先生に見出されて出場して、全国3位になったということでもありますので、そういった点での中学校においては、やっぱり素質を伸ばしていくということの、できればそういう全国大会も出てということになりますけれども、そういう素質を伸ばすことを中心にさせていただくことが大事だと思います。

それで、玉城中学校も全国大会で、昨年度、27年度です。中学校の県の18のクラブの県の指定運動クラブになりまして、玉城町の野球部が、野球部では1校ですけども、それで指定されて一生懸命頑張って、全国大会に2年連続いけたということもあります。そういった点で、やっぱり励みにするということも大事かなと思っております。今後、精一杯頑張ってくださいとともに、中学校ではそういうふうな入口から、さらに高校、大学、社会人へと橋渡しをして、生涯運動するところや競技力で、頑張ってもらいたいと思っております。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 私も中学校のクラブ活動はあくまで教育の一環だと思っておりますけれども、やはりクラブ顧問の先生の大多数は素人さんでいらっしゃいますし、その先生が危惧されておりましたのも、やっぱり無知による故障の増加というのを、気にされていまして、すごいボランティア精神をもって、いろんなところに指導活動をされている先生だったのですけれども、どうか故障がないようなクラブ活動ができるように、ご助力いただければと思います。

最後にとこわか国体を盛り上げるための働きかけと町民への周知について、伺います。

国体では競技だけではなく、県民が参加、活躍する場はたくさんあると思います。三重県知事がインタビューを受ける後ろには、2021 こくわか国体の文字が見えるようになり、PRが始まっていることが感じられます。

前回、三重県で開催された国体では、開会式、閉会式の式典曲がつくられ、伊賀、北勢地域では今もその曲を、卒業式の入退場に使う学校があるそうです。私は中学、高校と吹奏楽部でしたので、三重国体の年に県から購入されたという楽器をたくさん見てきました。おそらく音楽に限らずいろんな分野の文化的なことにも、県からの働きかけがあったのではないかと想像できますが、とこわか国体に向けて、町から県に何か働きかけのようなものはされているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） この三重とこわか国体は、やはり玉城町独自でしていくという問題ではないと思います。やはり三重県の組織立てのいわゆる取り組みであり、それを市町がいろいろと協力しながら、支援をしながら、分担しながら、調整しながらやっていくことになると思っています。

現在のところ競技会場がほぼ決定しまして、名称も先ほどもありましたように、三重とこわか国体となりました。マスコミキャラクターとして、とこまるというのが先日決定されて、披露していただいたというところまでが、現在の予定です。ですから、まだ県のほ

うが調整で、この後、指示があると思いますけれども、そういった点で29市町が、協力しながら調整をして、協力してやっていかなければならないということはっておりますけど、そういった点での指示というか、こんなことをやっていこうという話は、出されておられません。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 先ほどのお答えと関連してしまうかも知れませんが、間近になれば県からボランティア活動などの募集もかかると思います。競技者へのサポート活動について、どのようなことが町民にできるのか、どうやったら盛り上げていけるのか、これから何か町民へ国体があるという意識づけ、周知のようなものは予定されているのでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） オリンピックが終わってから、やっぱり運動に対する思いというのは、いろいろな方々が持たれるというところではないかと思っております。それで、9月1日付けで、国体の広報ボランティアを、30名募集されているところです。そういった点で、ぬいぐるみの中へ入ったり、先ほど前川議員からのお話がありましたけれども、そういったいわゆるイベントにボランティアとして協力してもらう方々の応援も出てきております。玉城町はボランティアは非常に、おらがまちということで協力して、積極的にやってくれる、小学校の送り迎えでもそうですし、いろんな点でボランティアをやっていただいております。そういった点で、おらがまち玉城町、さらに、おらが県玉城町という意識にさせていただくことが必要かなと思っておりますので、そういった点、今後おりにてくることによって、できるだけ協力していただけるような形をとっていきたいと思っております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 井上 容子君。

○7番（井上 容子） 前回の三重国体では開会式で演奏をしたとか、陸上競技場でこんな係をしたなど、当時のことを今でもすてきな思い出として、お話を聞きます。参加された方からお話を聞きます。若い方が、とこわか国体を、次の世代に良い思い出として、語るよう準備をお願いしたいと思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、7番 井上 容子君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(14時45分 休憩)

(14時56分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

8番 北川 雅紀君の質問を許します。

8番 北川 雅紀君。

### 《8番 北川 雅紀 議員》

○8番（北川 雅紀） 議長のお許しを得ましたので、通告に従い一般質問させていただきます。今日は学校に関するのですが、6点、質問させていただきます。1つ目が新教育委員会制度について、2つ目が不登校について、3つ目がいじめについて、4つ目が学級崩壊について、5つ目が体罰について、6つ目が暴力行為についてです。

それでは、まず最初に新教育委員会制度、これまで教育委員会という組織があって、行政の中では独立していて、議会みたいな立ち位置で、教育行政を担ってきたと。それは政治があまり介入しないところがいいところですね、教科書とかの勉強内容とか、そういったことを独立性を守るために、そういう組織を設けられてきたのですが、昨今、教育委員長がいて、教育長が実際の業務をやっているという中で、立場が明確でなかったということか、独立した組織なんで、閉鎖的であったということや、学校の問題は地域とか首長、行政のほうもタッチしていったって、解決をしないと問題がはかれない時代になって、法律改正が行われて、新しい教育委員会制度になって、それは玉城町でも今年中に始まるということになっています。

そういった中で、これまでと違うのは、教育委員長というのがいなくなって、教育長というものが責任者になって、業務が行われるということですが、今年中に玉城町でもそういう制度が始まるので、それに合わせて何か玉城町で独自の政策というか、考えというか、体制ができるのかどうか。

また、それに合わせて教育委員会というものができて、そこと首長、町長・市長が話し合っていく機関として、総合教育会議というものができて、教育委員会と行政側のトップが話たり、相談するというのも始まりますので、玉城町の場合はもう始まっているのですが、正式に新たな体制で始まるので、町長のほうも総合教育会議という中で、こうしていこうとか、玉城町の教育をこうしていこうということが、これまでとは違って、新たに参加することになりましたので、その教育委員会としての考えと、行政部局の考えということで、何か新しいことがあれば、お考えとかあればお伺いします。

○議長（中瀬 信之） 8番 北川 雅紀君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） まず北川議員から新教育委員会制度のお尋ねでございます。今も質問の中でも、少し経過は説明をいただきましたけれども、玉城町の場合は従前から玉城町が昭和 30 年に誕生いたしましたから、ずっと国からの新しい法律改正がございましたけれども、その前から町長と教育委員会が十分な意思疎通を図りながら、特に玉城町としては重点施策として掲げておりました、伝統的な教育を、今まで続けていただいていたけれども、その都度その都度の課題を共有して、特にその時には町民の皆さん、あるいは議会の皆さん方も格別のご理解、ご支援があって、いうなら今ご承知のように、インフラにかけましても、かつて外城田小学校の健康優良の取り組みにつきましても、大変素晴らしい実績をあげてきていただいておりますから、したがって、改正がありまして、新しくという部分はほとんど、私はなかったわけでありましてけれども、と思っておりますけれども、とにかく連携して玉城町の教育行政を、やはり盛り上げていくと、進めていくために、法改正があったわけでありまして、ただちに昨年の 4 月施行でございましたけれども、早速に昨年と、そして今年になってから 2 回の総合教育会議を開催をしております状況でございます。

したがって、既に開催を進めて、そして、その趣旨に則って、さらに私の考え方、あるいは教育委員の皆さん方との意見交換というのも重ねておるわけでございます。当然のことながら、委員の皆さん方も玉城町の伝統教育について、非常にご理解をいただいておりますから、申し上げておりますように、大変熱心な町の良さをこれからもそれぞれの、玉城町が 60 年経ちましても、61 年経ちましても、旧 4 つの地区がそれ

それに小学校が存続しておりますから、この良さをこれからも続けていかなければなりませんという意見交換や、特に私のほうからも、これだけ注目を受ける玉城町として、発展をしていただけてきました、その大元は、やはり教育に重点をおいて、町政を進めてきていただいた先人の皆さん方の力だと、こんなふうに思っております。

したがって、新しい取り組みということのお尋ねでございますけれども、特に今、何度もお話を聞いていただいておりますように、やはり子どもたちには、将来、地域社会のために、あるいはいろんなところで活躍をいただく、そのための基礎学力を向上してほしいという考え方や、あるいは町の玉城町の良さ、住み良さということの中では、家庭や学校や地域との連携、これを大事にしていく。そんな中で玉城の評価、住みよさというものが生まれておるということから、これは申し上げておることは、総合戦略や、あるいは総合計画、これに具体的に記述をさせていただいておることばかりでございますけれども、そういうことを新しく何かというご質問でありますけれども、1つひとつのこれは積み重ねではないかと、そんなふうに思っています。

そういうのが、今のお答えとさせていただきます。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 教育委員会としてはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 教育委員会としては、今回の法改正の趣旨ですけども、大津の事件以来、市町の教育委員会と、あるいは都道府県の教育委員会と首長との関係は、非常に悪いという形の中での話し合いでした。

三重県の29市町もいろいろ話を、そういう中でさせてもらったのですが、ある市になると首長さんのところへ、教育長さんが話に行くのに、副市長がオッケーを出さないと首長さんに会えないという状況があるようです。大きな市町になると、そういう組織体制、縦の系列があるんでしょうか、そういった点で、いわゆる大津もひょっとしたら、そういうふうな意思疎通ができなかったのではないかと思います。

ところが、玉城町は首長さん、町長は毎日のように教育委員会にどうやな、子どもたちの様子はという話も聞いてくれます。そして、その間に、教育や文化やスポーツのことを、いつも毎日話をさせていただいています。そういった点で意思疎通がいつも図られているのかなとは思っています。そういった点で、意思疎通、ある面では新教育課程が、新しい教育委員会制度が、いわゆるできなかつても、そういう点では意思疎通ができたのかなと思っております。

そういったところが問題点で私どもも町長の思い、それから教育委員会としての思いも、それぞれ意思疎通を図りながら、やっているつもりですので、そういった点での教育委員会制度を、今までとってきたつもりです。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 今まで玉城町は、他の自治体を見ても、教育長と町長、首長の意思疎通が図られてきたところだと思います。それがそういったほうが良いという社会的な流れになって、今回、制度が改革されてわけですが、やってはならないこととか、首長が手を突っ込んではいけない部分とかを、判別しながらやっていただいたらいいなと思います。

なんで、この制度に関しては1点だけ、総合教育会議、正式な場ですね、今までは基本的には首長と教育長はタッチしたらいけない部分があったので、それは日常の人間関係の

中でアドバイスとか意見を聞いていたと思うのですが、今度から総合教育会議というのが始まって、それは議事録とか公開しないといけませんし、傍聴に来る人も来れると、そういう正式な場になるものが、正式にできるので、そういったものがテーマとかは、文科省からはこういったものを扱うのが好ましいというのはあるのですが、それは時々変わるので、どれぐらいの期間で、どれぐらい開く、月1回とか、年3回とか、そういった部分と、あとそこに参加する人の案というのがあれば、どうですかね、例えば教育委員と首長だけなのか、教育委員と地域の人と首長とか、そういう案があれば、そこだけお願いします。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 27年4月から施行で、ただちに4月28日に第1回を開催したんです、昨年ですね。その時には、議題としては教育大綱の策定に関する事、これはそれぞれ事務局を総合戦略課にしております。その時は傍聴もいただきまして、それから、ご覧いただいておりますような総合計画の後期基本計画、その中での協議に関する基本的な政策に対する基本的な意見交換、あるいは28年度の具体的なインフラ、あるいはハード、ソフトの事業、そして、私の考え方なり教育委員さんとの意見交換と、そういうテーマで、これは今年の2月でございましたけれども、開催をしようと。だいたい年1回、総合戦略課が事務局として開催をしていただく、そういうことです。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。これは今から始まるので、ちょっと年1回は少ないと思うので、少なくとも学期ごととか、それが必要なかったらいいかもしれませんが、柔軟性を持って、新しいことなので始めていっていただきたいと思います。これでこの質問は終わりました、2つ目が不登校について伺います。

不登校が起これないための要因というのは、今回のテーマではなくて、不登校が起ってしまった後にどうすればいいかということの話についてです。まずは不登校の定義というものが、文科省からあって、何らかの心理的、情緒的要因、身体的あるいは社会的要因、背景により登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるため、年間30日以上欠席をした者のうち、病気や経済的な理由によるものを除いたものとあります。

要するに病気や経済的理由以外で、年間30日以上欠席した人が不登校という定義なわけですが、その30日というのは各教育委員会で、ちょっと定義を変えられるというような通達も出ているので、そこは裁量があるんですけども、まずその人が、児童・生徒ですね、その不登校というのに認定されるというか、この定義にあてはまる人は、過去5年間で何人いたか教えてください。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 平成23年で小学生0、中学生23。平成24年度、小学校0、中学校12、平成25年、小学校2、中学校15。平成26年、小学校3、中学校20。平成27年、小学校0、中学校18。平成28年、小学校0、中学校7です。全国的には小学校0.3パーセント、そして中学校は3パーセント前後ですので、1学期に1人ぐらいの割合、中学校では割合ということになりますので、だいたいほぼ全国並みかと思っております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 先ほど定義を話しましたが、これを教育委員会として変わりなく、この文科省のほうと同じで、年間30日以上欠席した人ということと、これを認定し

ている人、教育委員会がこういう児童がいると認定するのか。それとも学校の中で、校長とかが認めるのか、そんなことはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） これは文科省の調査がありますので、文科省の基準にあわせた評価です。

○8番（北川 雅紀） もう1つのほうは、誰が認定するのかは。

○議長（中瀬 信之） 教育長。

○教育長（山口 典郎） 認定というか、実際の事実を確認して報告をするということです。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） では、学校がこういう子がいるということで、教育委員会に言って、教育委員会から国とかに報告するという流れだと思います。そういったことになった場合、これは親とかは自分の子どもが生まれたら、何でも乗り越える子になってほしいとか、何かに立ち向かっていく子になってほしいとか思うと思うんですけども、それができない子どももいるんですね、立ち向かえない子もいますし、立ち向かったら病気とか、もっとかけがえのないものを失ってしまう。なんで、絶対行かなければならない、社会的に回りの大人とか、そういった人たちが学校には行かなければならないと思っていると、解決しない問題だと思うんです。

そういった面において、不登校の児童・生徒が生まれてことは、とめられないし仕方ないことだと思うのですが、起こってしまった後、今、僕が言ったようなこと、どういったその子どもたちは、どういったことを学校としてやり、またやった中で、来れなくてもどう社会的に救いの手とか、セーフティーな制度があるのかはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 不登校のきっかけになった上位を話させてもらいますと、学力、進路に対する不安等の情緒的混乱、無気力、親子関係、家庭問題、友人関係などがあげられます。いじめはほとんどないです。それらの原因が考えられる中で、子育ての時点での要因も非常に高いようです。

ですから県のほうへ行っていた時も、総合教育センターで仕事をしていたのですが、そういった点では、お父さん、お母さん、不登校の子どもたちを呼んでくるだけやなしに、お父さん、お母さんも来ていただいて、スクールカウンセラーが教育相談をすること、それで、生い立ちからいわゆる原因を突き止めていくということを中心にします。

ですから、お母さんやお父さんが、保護者の方々がいろいろと教育相談を受ける中で、自分が小さい頃から子どもたち、小さい子どもを抱いていなかったということも反省されながら、向き合っていく方向性を探ることが、非常に多いようです。ですから、不登校の相談については、やはりスクールカウンセラー等の教育相談が一番大事だと思います。ただ対象的には、学校の先生方が家庭訪問して、登校刺激をしていくということが大事でありますけれども、それは第一段階のいわゆる対処的な方法です。

ですから、根本的な方法を、やはり探って、それを解決することが必要ではないかと思っています。その点では、かなり奥が深い、それぐらいの違いがあります。ですから、いわゆる思春期になってきた時に発生するものが、ですから中学校段階で非常に多いということです。小学校段階では非常に少ないんですけども、思春期になっていって、家庭の間

題、それから進路への不安とか、そういった問題が頭の中によぎりながら、不登校になっていく子どもたちが多いということを認識しながら、我々としては対応させていただいておるところです。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） いろいろな要因があるので、それを解決するために、問題点が家庭環境であれば、親に知ってもらったり、また、学校の先生がいってもらって、家へ行って、いろんな相談にのるといえることがあると思うのですが、それでも来なかった場合に、その子どもたちはどうなっていくのかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 教育支援センターというのが、いわゆる適応仕様教室というのがあります。それからフリースクールというものがありますので、もしそういう形で、30日以上休んでみえる方について、なかなか改善できなかった時は、そういう形のいわゆる学校に変わる文科省が認定しておりますので、いわゆる出席日数と認めるという形になっておりますので、そういったところへのお話をさせていただいております。現在、フリースクールに行っておるのは、玉城町はありません。適用仕様教育に行っておる児童・生徒は1人、2人はあります、毎年そういう点ではあります。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そうなんです、無理やり学校に連れてくると、やはりそれが無理な子もいるので、爆発してしまったり、もっとひどいことになるので、フリースクールや適用仕様教室というところに行ってほしいなと思いますし、それはベストではありません。やはり来てもらって、通常に戻ってもらったら、それがベストなんですけども、それは無理なことがあるので、そういう手法をとるといって道もあるということ、テレビを見ている一般の方も思ってもらったらいいなと思って、この質問をさせていただきました。1点だけ、フリースクールや適用仕様教室って、どこにあるんですか、近いところだと。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 適用仕様教室は、伊勢の小俣に1つあります。それから、度会町にもあります。フリースクールのほうは、伊勢にも一部ありますけれども、津にもあります。あまり近いところに行きたがらない傾向はあります。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。続きまして、3つ目のテーマ、いじめについてです。これもいじめを防ぐという議論の論点ではなくて、いじめが起こってしまった後に、どうしたらいいのか、どうしなければならないというルールがあるのかということの確認です。

これも一般的な部分で話していると、いじめられている子にも原因があるだろうとか、そういう論点になるときもあるんですけど、決してそうではなくて、やっぱりいじめというものは絶対やってはいけないことが大前提としてあると思うんです。

肯定してしまうようなことがあれば、もうお終いですので、社会が認めることになるので、いじめというのは、絶対やった人が絶対にだめやというようなことが、基本的にあると思うのですが、これもやっぱり不登校と一緒に、なくなると私は個人的には思いますし、なくなったことは人類の歴史でないんじゃないかなと思います。ヨーロッパとかにはないというような本がありますけども、自己主張ができるんでということがありますが、なくなった歴史はないので、なくなるといって前提の中で、大切なのは起こったらどうす

るかということだと思っております。

そういった部分で、まず最初のデータとして知っておかなければならないので、玉城町の小中学校でいじめの調査というものは、これはやっぱり大人が見えたら解決に走るので、子どもたちが見えないところでやっているというところが始まりですので、子どもたちの意見というのがすごく大事だと思っております。

なのでまずそのいじめというものに関して、どういった聴き取り調査とか、ケアの体制、発生する前どういったことをやっているのかということ、まずお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 日々子どもたちの様子の観察は、毎日のいわゆる登校してからの子どもの様子を見聞きすることが、一番大事ですけども、多くの場合、毎日の日記連絡帳の記入等を重きにおく場合があります。かなり子どもたちは、いろんな家庭の、昨日はお父さんに怒られたとか、そういったそれから友達とのけんかしたということも、日記のほうへ書いてきますので、そういったところも探りながら、一応、県のほう、文科省のほうのいじめ調査もありますけれども、県の指導は、国は年1回ではありますけれども、文科省は年間1回なんですけれども、県は、一応毎学期とることになっております。身体的、精神的、物理的、あるいはネットや携帯などのSNS、ソーシャルネットワーキングサービスなどで出てくるいじめも調査して、そして記名、無記名も取扱いながら調査をします。

そういった点で、ありとあらゆるところから調査していることになっております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 日記とアンケートというところだと思っておりますが、日記や連絡帳というのは、全ての玉城町の小中学校の全学年がやっているものなのですか。それと、アンケートはどれぐらいの期間で、小中全部ひっくるめて何月にやるとか、そういうのが決まっているのですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 日記、それから連絡帳については、全校です、全学校です。学期のいじめの調査については、学校に任せてあります。ただ、年間の報告の時がありますので、それは9月になったりしますので、その時はそれをさせていただいておるところです。ですから、学期2回、それぞれの学校によって調査の日には違ってきます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 日記は連絡帳は全部の学校でやっている、そしてアンケートは年3回、3回学期ごとにそれぞれやっているということ。それはすごくいいかなと思います。直ぐに発生するかもしれませんので、そういう細かいスパンでやってもらったほうがいいかなと思いますので、そういうことの中で、実際にそういったやっっている中で、過去5年間でいじめというもの、いじめもさっきの不登校と一緒に、定義があるんですけども、それは児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に、在籍しているなど当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為、インターネットを通じて行われるものを含む行為であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものと定義があるんです。

すごくわかりづらい言葉で、要するに体で殴ったとか、そういう以外にも心身にストレスを感じたりするものもいじめであるということ、これを定義されているのですが、それはアンケートとか日記の中で、学校が情報を吸い上げて、いじめだということ、これを認定して、そし

ていじめだから、これはいろんな対処をしていかなければならないということで、改善に向かうと思うのですが、そのいじめというものは、過去5年間で、どんな件数でしたでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 平成23年で小学生0、中学生0です。平成24年、小学校7、中学校20。平成25年、小学校18、中学校8。平成26年、小学校7、中学校9。平成27年、小学校8、中学校5。平成28年、小学校1、中学校0です。

これが急に24年からあがっておりますけれども、実はこのいじめ調査が形だけではないかいうところがあって、それがいわゆるいろいろな議論になった時に、24年度以降が本当に自分がちょっとでも嫌だなと思った件数について、全部書きなさいということで、指導させていただきまして、それでこれから出るようになります。

調査があがった、悪口を言われたとか、無視をされたという事例も多くて、全ていわゆるあがってきたものについては、教員が聴き取り調査をします。そして、当事者同士で話し合ったり、全て解決して一応ここにあがってきたものについては、県それから文科省にはあげておりますけれども、当事者同士で話し合っただけで、全て解決して親にも報告してありますので、そういった点では数があったとしても、全て解決しておる事例になっております。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 最初にもいいましたが、いじめというものはなくなるという認識の中で、これがないようにしていくというのが、過去の教育委員会のためだったところだと思うのですが、今、数字を聞いて、素直な数字を言っていただいて、やっぱり認識して解決していくということで、大切だと思うのです。こういう数字を発表したからだめな町と思われたくないとか、そんなのは第三者の評価なんて、二次的なもので、あとのことなので、大切なのは、こういう問題があって改善しているということが大切で、それで救われる子ども達がいるということが大切です。こういう数字が聞けて良かったです。

いじめがいいってわけじゃないですけど、それで結果的に小学校7件とか、中学校で8件とか、そういう数字が毎年起こっていると。そういった中で、先ほどの解決方法ということを知りました。それでも治まらなかった場合は、さっきの答弁ですと、なかったということでもよかったんですか。在学中に解決したということ。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 在校中にもう全て出ていったものについては、全部調べあげます。

ですから、そういうような点で、どんなことが嫌やったのか。それからどんなにされたのかということ、つぶさに聴き取りながらやっていきますので、そういった点では全て、その年度に、小学生であればある程度、ごめんなということも言いますし、それから、中学生もそういった点で、僕が悪かったということも、やっぱりストレートに言ってくるので、大人ほど陰湿ないじめはないと思っています。

ただ子どもたちは、やっぱり幼いところで、スッと出てしまいますというところはあると思います。そやけども、反省するのも早いと思っています。以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 解決されるんでしたら良かったです。これはあつたらの話なんですけども、例えばそのいじめの中で警察に通報したような事案というのはあるんですか。そ

ういうすごく危ないとか、すごい財産を侵害したとか、身体が怪我したという場合は、警察に言わないかと思うのですが、そういった例はこの中にありますか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 実は玉城町のいじめ防止基本方針というのがありまして、ホームページにも出ておりますけれども、いじめが重大なものがあれば、そういった点で、サポートセンターやそんなのと連絡をして、連携をとって重要事例については、町長に報告して調査委員会を組織し、調査結果を町長や県の教育委員会、文科省まであげるような形になっております。まだ、そのところは使われておりません。ただ、いろいろなさまざまないじめだけやなしに、非行についてはさまざまなケースがあります。それについては、やっぱり福祉の段階、教育委員会の段階、警察のサポートセンター、それから駐在さん、そんなのと年数回の会議を持ちながら、事例もあわせながら話しております。いじめについての件はありません。そういった連携は、非行あるいは家庭での問題がある場合は、そういう話し合いはしているつもりです。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。これでいじめについては終わります。

次は学級崩壊についての質問です。学級崩壊も教育擁護ではないので、文科省の中の教育関係者の中では、学級がうまく機能しない状況ということですね。その学級がうまく機能しない状況ということ、マスコミ用語とか、通称学級崩壊といっているの、ちょっと今回は学級崩壊という言葉を使わせてもらいます。

それで、学級崩壊の定義としては、子どもたちが教室内で勝手な行動をして、教師の指導に従わず授業が成立しないなど、集団教育という学校の機能が成立しない学級の状態が一定期間継続し、学級担任による通常の方法では問題解決ができない状態に陥っている場合を、学級崩壊というそうです。

つまり普通に授業ができない期間が、一定期間あることを教育の世界では、学級がうまく機能しない状況とあって、これが世間では学級崩壊と言われているのですが、それについては、過去5年間で、玉城町では何件ありましたか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 一定期間というのが、非常にどの期間をさしているのかわかりませんし、それから、学級崩壊というのが現在の調査ではありません。ですけれども、やっぱり子どもたちが、年齢が低い小学校のほうに起こりやすいんです。それで、小学校に起こりやすく、入学間近とか、それから環境の変化によって起こるということもあります。ですから、この過去5年間にも一定期間でも、1週間ぐらいでも、新しい先生が来て、言うことをきかんだとか、それから、新しく入学して1年生の子どもたち、小さい子どもたちで先生の言うことを聞かずに、あっちこっち走り回ったという例は一杯あります。そういった点で、学級崩壊というのは、先生の指導がきかないということは、かなりそういう点では学校の中ではあります。ただ、そういうようなことを、どういうふうに解決していくかどうかというのが、教育のやっぱり先生方あるいは県の教育委員会や、市町の教育委員会の仕事、あるいはカウンセラーとか、いろいろな協力者の仕事ではないかと思っています。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 途中で言いましたけれども、やっぱり問題が起こっているというこ

とを把握して、それが把握した中で、いろいろな人が状況を理解して、問題の改善に向かっていくというのが、当たり前だと思うんですよ。ここにさっき言ったように手、一定期間継続しというところが、各教育委員会とか、学校に裁量が任されているところでした、例えば子どもたちが勝手に動く状況が2日間あれば、それが学級崩壊だと認定する自治体もあって、それが1カ月やったら認定する自治体もある。つまりそこは文科省ではなくて、各自治体の裁量なんですけれども、例えば伊賀市だと、ある議員が2016年3月に一般質問しました。

学級崩壊はなんこ起こっていますかという答弁に対して、小学校は7校8クラスで起こっていると、伊賀市の教育委員会は答えたんですね。これどういった基準で答えたのですかと聞いたんです。じゃあ期間ではないけれども、学校で判断してもらって、これは学級崩壊だという認識を校長、つまり学校が持ったら、それを教育委員会に報告した数字が、この数字だということだったんです。なければいいなと思うのはわかりますけれども、そういった思考の中で、ないという数字なのか。それとも玉城町の場合、1週間という基準があるけれども、そこに該当するのがない。さっきの答弁ですと、学級崩壊のようなものはあるけれども、数字としては明確に言ってもらえませんでしたので、0ということになると思うのですが、そこら辺はどうですか。0なのか基準が明確にしてないのか。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 議員は白か黒かというような処理の仕方をされるようですけど、私は実際に学級崩壊、こういうようなことは低学年やそんなんでは一杯ありますということを行っています。ですから、まったく0と、0か、あるかということの中で、私はあると思っています。その中でどう、いわゆる学校関係が対応していくかということが問題ですので、そういった点で私どもは、ある中でどう対応したかということの説明させていただきたいということをおっしゃっています。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) やはり僕たちとか、住民とか、やっぱり過去のものを参考にするには、やっぱりデータを見て、そういったデータがあって、いろいろなことを考えて、それに対して、こういうことをしたらいいんじゃないかとか、そういうことをやっていくわけなんです。

なので、心の中では教育長は思っているけれども、それが数字として表に出してない状況であれば、教育委員会の中だけで、いろいろなことを解決していけるのであれば、それでいいとは言わないですけども、成り立っていきますけども、もう時代の要請として、学校の問題というのは、地域とか保護者というものが一体となって、解決していくという中で、最近の都知事で、東京都の知事選でもありましたけれども、情報公開ということが大事やと思うんです。

でも実態は僕らわかりませんから、その実態を把握して、こういうことなんだなというのは、それは学校や教育委員会しかできませんので、何か基準を決めて、例えば1週間にするとか、1カ月にするとか、そういった基準を決めて、それで社会に情報を公開してもらって、いろんなことが進んでいくと思うんですけども、今いったことに関してはどうですか。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) 現在のところ学級崩壊の調査はありませんし、我々やっぱり先生

方が、例えば1週間と言われましたけども、1週間はじめのうちに担任の先生が一生懸命やって、1週間の中で努力して直っていくものもありますし、そして努力してやっと落ち着いて、2週間、10日ぐらい経って直るといったものもあると思います。そういった点では、やっぱり私もないとは言っていないです。絶対あります。そやけども、あるんですけども、そういった中で期限を切って、何月何日までやったら、1週間という期限を切ったら、8日や9日やったら、はずれるのか入るのかということになってきます。そういった点では、私どもはやっぱり把握はしながらも、やっぱりどういうふうに指導していただく、それか応援をしていくかということは、やっぱり見極めながらやってつもりですので、そういった点での仕事を怠っておる学校ではないと思っています。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) すごくわかります。でも、今回、質問しているのは、不登校もいじめも学級崩壊も体罰も暴力行為も、最悪の場合を想定した質問なわけです。今、教育長がおっしゃられていたので正しいと思います。でも、それが全部解決していくとは思わない場合もあると思うんです。どれだけ頑張っても、どれだけやっても学級崩壊が継続的に続いていくことが、今まではないかもしれませんが、今後、続いていくパターンもあるかもしれません。そういう時はやっぱり客観的に見て、これはそういう状況なんだということ認定して、社会が動いていたり、いろんなことが動いていくということもあると思いますし、10年後とか、20年後にデータとして見るためにも、そういうことが必要かなと思うんです。

なんで、今までそういうことが頑張ってきたので、そういうことが最悪の状況までならず、ある一定の期間はあるけれども、解決してきたということだと思うんですけども、最悪のことを考えて、すごい根本的なことだと思うんです。だって、授業ができないんですから、理科の授業を充実させるとか、英語を充実させるとか、そういうことは好みの範囲で、その時々で教育委員会がやっていけばいいと思うんですけども、授業ができないということは、根本的な話ですので、それはさすがに基準を決めて情報公開するべきやなと思いますが、また今の考えはわかりました。それも正しいことやと思いますけれども、もうちょっとリスクマネジメントするためには、基準を決めてもらったほうがいいかなと思います。それで、学級崩壊のテーマ、もう1点だけ質問させていただきます。

学級崩壊が起きました。1人の子がすごく安定しない気性で、その子の行動によって、平常な授業ができない場合があるということがあって、それで問題の解決を図ればいいんですけど、どれだけたっても問題の解決が図れないという場合は、教育としてはそういった子も授業に入れていく中で、平常な授業が行われていくということをめざすのが正しいのか、それともそういった子は、平常な授業の秩序を乱すので、違うところで授業をさせる、またもう転校させるとか、そういった方向が正しいのか、その究極の場合どっちが今、正しいんですかね。

○議長(中瀬 信之) 教育長 山口 典郎君。

○教育長(山口 典郎) これはあのこと、議員ご質問の項目にも関わってきます。学校のいわゆる正常な運営、学級の経営が妨げられる時は、そういった時の出席停止というのは、法律で決められております。

○議長(中瀬 信之) 北川 雅紀君。

○8番(北川 雅紀) 出席停止した例ってありますか、5年間で。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） ありません。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そのこのラインの見極めって難しいと思うのですが、やっぱり僕は真面目にやっている人が、被害を受けるような社会、特に教育なんて、そういう道徳心とかを養うところですので、やっぱり荒れておる子らを直していくのも教育かもしれませんが、そのこのラインの見極めは、期日ではきめられないことですし、あれなんです、究極的なそういうことになったら、やっぱり真面目にやっている子たちが救われるような方法をとってほしいと思っております。これで学級崩壊の質問は。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 根本的になんか今現在、学級崩壊が玉城町で起こっているという形の中で、話が進んでいるのかなと、議員の質問いかがかなとは思いますが。現在、もう玉城町の4小学校、1中学校とも、全て学級は正常に動いておりますので、1学期にお話した件につきましても、正常どおりに動いております、かなりメンバーが変わる中で、非常に動いておりますので、その点この意味があつての質問かどうかというのが、ちょっと不明瞭な点がありますので、ちょっと時間をとっていただいて、ちょっとカットしていただけないでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ある前提で、話してはまったくいません。仮設としてとか、最悪の事態が起きてとか、そういった場合はどうですかと言っている、まったくそれは誤解されておると思います。起こってないという答弁です、僕は起こっていると思って話をしております。ただ、さっきも言いましたけども、こういったものが起きた時に、最悪のケースを考えて、起こった後どうなるのかという確認を、不登校もいじめも学級崩壊も体罰も暴力行為もしていますので、言っておる意味はさっぱり今、わかりませんでしたけど、次にいかせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 暫時休憩します。

一般質問の途中ですが、ここで10分間休憩します。

(15時43分 休憩)

(15時45分 再開)

○議長（中瀬 信之） 再開します。

北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 続けさせていただきます。

次は体罰についてです。体罰、私スポ少の県の役員をしているので、体罰のことについての講演とか受けるんですけど、体罰を受けると子どものほうに自主性がなくなる。また自傷行動やうつ傾向が出る、そして自分も体罰をしてしまう人間になるということが、科学的なデータで証明されていると。学校の教育法でも体罰はしてはだめやとなっているわけですね。

ただ、いろいろ解釈があつて、懲戒というものはオッケーでして、それは掃除の時間を増やすとか、または起立させるとか、あとは居残りで何かをさせるということは、懲戒という範囲で、学校教育でもしていいとなっています。ただ体罰ですね、殴るとか、ずっと正座させるとか、そういうことは体罰となっていて、はっきり言ひまして、体罰するよう

な教師はただ能力がないだけだと思うんです。話したり、吹奏楽とか合唱とか、部活とかで、そういったことで指導力を発揮して、学級をまとめているという教師はたくさんいます。暴力をふるうとそれは効果があるんです、一次的なものでは、言うことを聞くようになると思いますし、大人が子どもにすれば効果はあるんです。ただ絶対にしてはいけない。

なぜならさっき言ったようなことがありますし、それをするようになってしまったら、教育というのは終わりかなと思いますので、そういうことはしてはいけないということの中で、玉城町の保護者の話を聞くと、悪いことをしたら殴ったってくれとか、先生に言う人が結構いるんです。そういう風土やったと思いますし、なんか殴った先生で、20年後、30年後、大人になったら人気が出てくるですよ。あの人に殴られたとか、そういう話をして、それってでも、その人が殴ったから、その人間が更生したわけじゃなくて、ほとんどの人が更生していく中で、なんか指導された記憶というのは、暴力とかそういう殴られたことしか残ってないんですよ、多くの人は。

なんで、そういった保護者の面の体罰ということについての意識を変える必要もあるかと思いますが、これは学校のほうがだめやということで、教師たちが意識してやらなかったらすむ話ですので、まずその体罰について、今言ったようなことに関して、教育委員会、学校としてはどういう考えを持っているのかということをお聞きします。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 体罰は絶対してはいけませんということになっています。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そうなんです、そういっても現状、全国のデータを見ているとやっている教師はいるということで、児童・生徒からそういったことを聞き取る機会というのが必要かと思うのですが、その体罰についてアンケートとか、そういう相談の窓口というのは、どんな体制になっていますか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 玉城町の全学校では、年間2回から3回の体罰アンケートを実施しております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 2、3回のアンケートを実施しているということで、それで過去5年間の数字はどうでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 教員ですか、教員でしたら0です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 過去5年間、教員は体罰はなかったということで、それで詳細はもうちょっと聞きますけども、それはアンケートで体罰されたという事案がなかったのか、認定したのがなかったのかという部分はどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） アンケートで記入されていたのがなかったということです。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それはとてもいいことだと思います。絶対にやってはいけないことと、最初に言ってもらいましたけれども、やっぱり絶対やってはいけないことですので、今後もないようにしていただきたいと思いますし、そういったなくても、そういう教育をし

て言ってほしいと思います。

それで、最後のテーマになるのですが、6つ目ですね、暴力行為です。暴力行為というのは、児童・生徒がした暴力行為というものと、中に例えばものを壊したりというのと、対暴力行為ですね、例えば教師を殴ったりというようなことについてです。まず最初に教員への暴力という意味で、児童・生徒が先生を殴ったりというような事案というのは、過去5年間で何件ありましたか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 小学校0です。中学校は、平成23年13件、24年10件、25年4件、この3年間中学校は0です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） この3年間はないということですが、23、24、25が、13、10件、4件、中学校ですね、小学校では全国的な文科省の統計を見ても、ほとんどないので、玉城ではなくて良かったなと思います。中学校で過去にはあったということで、そういった場合の対処法というのはどうなんですか、一般的とすごい重大な場合は警察にいうとか、どっかにいうとかいうのかあると思うんですが、そういった場合どうするのかということと、警察にいった場合は何件あったのかということはどうですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 中学校の話で出てきたのは、全て警察にっております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） それは対教師の暴力案件は、全て警察に行くというルールがあるということで、よろしいんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 対教師暴力については、そういう形で体罰が0であるとともに、そういう対応をしております。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 僕もそのほうがいいかなと思います。流れとして教師が体罰をできないという中で、それが正しい手段ではないですが、そういう補う力とか、そういうのがあった時代は、暴力というものが教師の威厳とかを保つための中で、だめなことですけれども、理論として成り立っていたと思うんですけれども、今は教師のほうが何も対抗する手段がなくなってきたような中で、暴力を振るわれるということをしたら、それは逆にいうと教師への弱いものいじめみたいなことになりますので、絶対だめなことなんで、子どもだから守られるとかいうこと理論もあると思いますが、やっぱり警察にいうことが正しいことやと思いますし、そのほうが更生の道をたどるので、いいかなと思います。

それで、そういうことがあったと、警察案件になったと、そういったことの後の対処方法というのは、どういったスケジュールになっていくんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） もちろん本人を呼んで、ご家庭の人も呼んで、指導させていただきます。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そのなった後に児童・生徒のケアということが必要になるんで、保護者にもその責任の説明をしたり、更生していくようなことを手法をとっていかなければ

ならないと思うのですが、一方傷ついた教師のほうというのは、どういったふうになっていくんですか。例えばそれで休職したり、担任を変わったりという例は、過去5年間にどれだけあるんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 休職ですか。体罰によって、子どもの暴力によってのあれですね。0です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） ちょっと書いてあったので、説明を省いてしまってあれなんです、明確にいうと家庭でのストレスとか、職場の人間関係のストレスではなくて、子どもたちの中から生まれたもの、つまり学級崩壊で指導ができていないとか、また子どもたちから暴力を振るわれて、ストレスに感じて休職、またはその担任を変わったというような例も0ということでしょうか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） それはありますけれども、どういう意図かわかりませんので、ご回答を差し控えます。

○議長（中瀬 信之） 持ち時間が残り1分となっておりますので、よろしくお願ひします。北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） 中断は勘定されないということなんですか。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） わかりました。さっき質問、意図がわからないということだったんですが、つまり教師が休職とか、担任が変わる時というのは、これこれの要因で変わるといような認定はないということですね。ただ単に変わっていくといようなことで、だからその要件は何かわからないということ、いいんですか。

○議長（中瀬 信之） 教育長 山口 典郎君。

○教育長（山口 典郎） 先生方の担任が変わるといのは、いろいろなお産もありますし、病気での休職もあります。確かにメンタルの場合も数件ありますので、そういった点でどんなことかわからないといことで、差し控えますといことです。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君。

○8番（北川 雅紀） そういう個人的な最初に言いましたけども、病気とか、そういうので変わったとい例じゃなくて、職務の中でそういったことが変わった例はいくつですかと聞いたので、それもいいです。わかりました。時間がなくなってきたので、今回この私の答弁は終わらせていただきます。

○議長（中瀬 信之） 町長 辻村 修一君。

○町長（辻村 修一） 北川議員の質問からですけども、やっぱり地域全体で子どもたちを良くしていかないかんとい気持ちは、みな同一やと思ふんですよ。しかし、この2番から6番の質問を聞いておると、学校や教員の現場の確認の追求みたいな質問ばかりで、断りはありましたけれども、やはり質問から学校が悪い、教員が悪いといふうな悪者探しのような、そういう風潮、社会にそういう風潮があります。何かあったらどこが悪い。そやけどやっぱり子どもたちは、その学校だけではないんですよ。家庭にあるんですよ。家庭でどう子どもたちを育てていくかといことが、一番大事なんです。

今、豊かな時代になりましたから、家庭でも過保護にどんどんしていますわね、昔と違っ

て辛抱させていませんから。そして親の寛容さもないから、勉強せえといっても、勉強せえへんといって殺すとかね、そういうようなところがございますわね。だから、大人社会の批判、大人が変わるということが大事なんです。学校や何やかいのところは、直ぐ悪者探しで追求するような、その社会の風潮というのはやっぱりこの町、みんなと一緒に良くしていこうということやないと、僕はいかんと思うので、それで、小中学校の9年間というは、ものすごく思春期ですから、誰でも反抗期の時代があるわけです。その反抗期中のいわゆる反抗的な態度やら、そして、精神的にも不安定になるわけですからね。

だから、そういうふうなことをやっぱし家庭の中で、家庭教育の中でもっと子どもたちが褒められたり、認められたり、そういう家庭を町全体でつくっていかなければならない、以上です。

○議長（中瀬 信之） 北川 雅紀君

○8番（北川 雅紀） 誤解させてしまったんなら誤解ですので、それは。僕はですね、学校がやらなければいけないことは、何なのかということを確認したんです。全部学校で解決できるわけではありません。でもやっぱりやるべきことをやらないかんという手順があって、その確認を今日したんです。何も先生にですね、体罰ふるったんは、警察にいかないかんとか、そういうことも言っているわけですよ。なんかがっかりします。勘違いですので、僕は学校としてちゃんとやらないかんこと、すごく重要なことで、この全部2から6、不登校、いじめ、学級崩壊、体罰、暴力行為というのは、これからですね、総合教育会議の中で扱うもの、つまり首長と教育委員会が話し合うべきことというのものも、すごく大きな項目としてあったんです。

最初に言ったように情報公開をしていかんと、みななかつたらいいなと思っているんですよ、でも起こるんですよ、起こってからそれをちゃんと公表して、社会も僕たち議員とかも保護者も一緒になって、データを見て考えて、次のステップに進んでいくんですよ。隠したらだめなんです。それだけです、以上です、終わります。

○議長（中瀬 信之） 以上で、8番 北川 雅紀君の質問は終わりました。

これで本日の日程は、全部終了しました。明日9日は午前9時から本会議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

(16時00分 散会)